



舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の  
中間見直しについて

答 申

令和2年10月2日

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会

## 目次

1. はじめに .....	1
2. 廃棄物に関する動向 .....	2
3. ごみ処理の状況について.....	3
(1) 1人1日あたりごみ量.....	3
(2) 資源化率 .....	3
(3) 最終処分量 .....	4
(4) 施設の課題 .....	5
① 直接搬入の課題.....	5
② 施設整備について.....	5
(5) 今後のごみ処理について.....	5
4. 計画見直しに向けて.....	6
(1) 計画見直しに向けた審議会での議論について.....	6
(2) 基本計画の見直しについて .....	7
5. 答申.....	8
(1) 基本理念について.....	8
(2) 基本方針 .....	9
(3) 計画期間 .....	10
(4) 基本方針に向けた具体的施策.....	11
基本方針1 3R(ごみの減量、再使用、資源化)の推進 .....	11
基本方針2 住み続けられる持続可能な地域.....	16
基本方針3 パートナーシップで取り組む .....	22
(5) ごみ減量の目標 .....	26
6. おわりに.....	29
参考資料 .....	30

## 1. はじめに

近年、あらゆるごみについて、ごみの排出量の増大や質の多様化が進み、循環型社会への転換が求められている。そのため、国においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)の改正、各種リサイクル法の制定など、循環型社会形成を目指して法の整備が進められてきた。

平成 27 年に国連総会において『持続可能な開発目標(SDGs)』が採択されたことは、各国の廃棄物施策を大きく進めることとなり、我が国では「食品ロスの削減の推進に関する法律」(食品ロス削減推進法)の公布や、「プラスチック資源循環戦略」の策定などが行われている。

本市では、平成 17 年度に可燃ごみの有料化を実施し、以降、ごみの減量や資源化、適正処理に向けて様々な施策を展開してきた。しかし、環境負荷の低減と資源の有効な活用、ごみ処理の効率化などの観点から、ごみの発生抑制、分別の推進に向けたさらなる取り組みを進める必要があり、令和元年度には不燃ごみの分別区分を 7 種 9 分別収集とし、ペットボトルの単独分別収集とプラスチック製包装類の分別収集・資源化を実施し、ごみの減量化・資源化に取り組んでいるところである。

こうした流れを踏まえ、舞鶴市廃棄物減量等推進審議会(以下「本審議会」という。)では、平成 31 年 3 月 25 日に舞鶴市長から、「ごみ処理基本計画の中間見直し」(以下、「基本計画の見直し」という。)  
「ごみ処理手数料の見直し」の 2 つの事項について諮問を受けた。

諮問に際しては、市から、「ごみ処理手数料の見直し」は「基本計画の見直し」において重要な事項であるため先行して審議し、中間答申として方針提示すること、そして、その議論を踏まえて、「基本計画の見直し」について審議することについて要請を受けた。

本審議会では、令和元年 11 月 26 日に「ごみ処理手数料の見直し」について中間答申をとりまとめ、その上で、昨今の廃棄物施策に係る国の動向等を考慮し、本市の今後のごみ処理の方向性について長期的な視野に立ち審議を行った。

以上の経過を経て、このたび、本審議会の意見をとりまとめたので、ここに答申するものである。

令和 2 年 10 月 2 日

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会

会長 山 川 肇

## 2. 廃棄物に関する動向

大量生産・大量消費の経済社会は、天然資源の大量消費、大量廃棄物の社会を形成している。資源循環を持続可能なものとするため、消費の見直し、効率を向上することが求められている。

平成 27 年9月の国連総会において令和 12 年までの新たな国際目標として『持続可能な開発目標 (SDGs)』が採択され、その中では、循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋ごみ対策の推進等、廃棄物の問題に対し、日本をはじめ、先進国が率先して取り組むこととされている。

SDGs は 17 の目標を掲げており、目標 12 の「つくる責任つかう責任ー持続可能な消費と生産のパターンを確保するー」では、小売・消費段階の食品ロス・食品廃棄物の半減をはじめ 3R の推進による廃棄物の大幅削減が盛り込まれ、目標 14 の「海の豊かさを守ろうー持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用するー」では海洋プラスチックごみ (レジ袋、ペットボトルなど) などの海洋汚染を大幅に削減することが盛り込まれている。

日本では、食品ロスは 612 万t (平成 29 年度) と推計され、東京都民が1年間に食べる食品の量に匹敵する膨大な量となっている。このため、国は「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成 30 年6月) および「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法) に基づく新たな基本方針 (令和元年7月) において、生活系および事業系の食品ロス量を令和 12 年度 (2030 年度) までに平成 12 年度 (2000 年度) 比で半減するという目標を掲げている。また、令和元年 10 月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」(食品ロス削減法) が施行され、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減を推進することが宣言されるなど、今後、具体的な取り組みが本格化することが期待されている。

また、プラスチックに関しては、「循環型社会形成推進法」の基本原則に則り、プラスチックの 3R や適正処理を率先して進めているが、一方でワンウェイの容器包装廃棄量 (1人当たり) が世界で 2 番目に多いと言われている。このため、「第四次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月) を策定し、これに基づく施策を国として推進しようとしている。

本市では、平成 28 年に一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画を策定し、ごみ減量、資源化に取り組んできた。令和元年度には不燃ごみ 7 種 9 分別収集を全市で実施し、ペットボトルの資源化量は 1.2 倍に、プラスチック容器包装類の資源化量は 2.2 倍になり、資源化率は 1.4% 増の 14.3% と大きな成果を得たところである。

しかし、近年、国際的な取り組みや、国内での取り組みは加速化しており、本市においても、計画の見直しにあたってはこうした変化を踏まえた対応が求められる。

### 3. ごみ処理の状況について

#### (1) 1人1日あたりごみ量

	舞鶴市(総排出量)	京都府	全国	国の基本方針
H30	912g(27,244t)	838 g	918 g	850g(目標:R7年)
R1	884g(26,185t)	(未公表)	(未公表)	

(環境省の一般廃棄物実態調査(平成30年度))

舞鶴市の1人1日あたりごみ排出量は、ここ数年はゆるやかな減少傾向にあるものの、京都府平均と比較すると本市の排出量は多く、京都府府内15市中、13番目となっている。こうした中、国では1人1日あたりごみ量を令和7年度には850gにすることを目標にしており、本市でもさらなるごみ減量、発生抑制の必要がある。

#### 生活系ごみ

	舞鶴市(総排出量)	京都府	全国	国の目標
H30	532g(15,907 t)	410g	505g	440g(目標:R7) (資源ごみ除く)
	641g(19,165t)	521g	638g	
R1	523g(15,487t)	(未公表)	(未公表)	
	638g(18,900t)			

注) 上段は資源ごみを除いた数値、下段は資源ごみを含んだ数値を示す。

#### 事業系ごみ

	舞鶴市(総排出量)	京都府	全国	国の目標
H30	271g(8,079t)	317g	280g	—
R1	246g(7,285t)	(未公表)	(未公表)	

生活系ごみ量、事業系ごみ量のいずれについても減量・資源化の余地は大きいものと考えられ、府内15市中、生活系ごみ量は6番目に多く、事業系ごみ量は5番目に多くなっている。特に、生活系ごみ量については国では令和7年度に440gに削減することを目標としている。こうした中、市のごみ全体の約70%を占める可燃ごみでの減量が急務となっている。

#### (2) 資源化率

	舞鶴市	京都府	全国	国の目標
H30	12.9%	15.9%	19.9%	約27%(目標:R2)
R1	14.3%	(未公表)	(未公表)	

### 生活系可燃ごみの主な内訳

	舞鶴市		全国	
	割合	重量	割合	重量
生活系可燃ごみ	100%	452g	100%	423g
食品	40.2%	181.7g	43%	181.9g
紙類	37.1%	167.7g	34%	143.8g
プラスチック類	8.6%	38.9g	9%	38.1g
剪定枝類	8.0%	36.1g	11%	46.5g
衣類・布	3.4%	15.4g	3%	12.7g
カバン・靴	1.3%	5.9g	—	—
不燃ごみ	1.4%	6.3g	0%	0.0g

#### 【R1 舞鶴市袋サンプリングによる生活系可燃ごみ組成調査】

※重量は、令和元年度 1 人 1 日あたり生活系可燃ごみ量の数値を上記調査結果を乗じて算出

資源化率については、全国平均、京都府平均のいずれも下回り、京都府内 15 市中 14 番目となっている。

こうした中、市では、不燃ごみ 7 種 9 分別収集を平成 31 年 4 月から開始し、新たにプラスチック製包装類を分別収集・資源化の対象としたところである。これにより、令和元年度には前年比で 1.4% 増となっており、市民の協力のもとで本市の資源化率は大きく向上している。

一方、本市のごみの特性を見ると、可燃ごみには紙類が多く含まれており、近年の全国推計では可燃ごみの 34% が紙類とされているが、本市では 37% となっている。

このように本市ではリサイクル可能な紙類が『ごみ』として処分されており、可燃ごみの一層の分別が可能であると考えられる。

### (3) 最終処分量

	舞鶴市(総埋立量)	京都府	全国
H30	53kg/人・年(4,365t)	41kg/人・年	30kg/人・年
R1	51kg/人・年(4,106t)	(未公表)	(未公表)

中間処理後の最終処分量(埋立ごみ量)に関しては、市民 1 人あたりの年間の最終処分量は、全国平均、京都府平均のいずれよりも多く、ごみ処理の効率化を図るとともに、不燃ごみとして排出する際の分別をさらに進めることが求められる。

#### (4) 施設の課題

##### ① 直接搬入の課題

###### 【直接搬入台数】

	清掃事務所			リサイクルプラザ
	事業所	個人	合計	
平成11年	25,589	42,802	68,391	64,179
令和元年	25,939	231,384	257,323	135,780

20年前と比較すると、清掃事務所への直接搬入台数は約3.8倍、個人の搬入台数は約5.4倍になっている。また、リサイクルプラザの搬入台数は約2.1倍になっており、こうした搬入台数の増加は施設周辺の渋滞を招き、生活環境悪化への懸念の要因となっている。

##### ② 施設整備について

現在、市では、最終処分場の埋立地の増設、清掃事務所(焼却施設)の長寿命化工事を進めているところであり、近年中には、リサイクルプラザの大規模改修を予定している。

こうした施設整備も、整備後の供用可能年数は15年程度であり、将来的なごみ処理体制を維持するためには、新たな施設整備の検討が必要となる。

将来に向け、今のごみ量をどの程度まで減量し、将来の施設整備規模を小さくすることができるかにより、将来的な施設整備費用には大きな差が生じることを市民にしっかりと伝える必要がある。

#### (5) 今後のごみ処理について

これからの持続可能な地域づくりに向けては、さらなる3R(ごみの減量、再使用、資源化)を進め、将来的な施設整備費や環境負荷の低減を目指す必要がある。

そのためには、今のライフスタイルを転換すること、つまり、生活習慣や行動、経済活動の転換や見直しを進めることが重要となる。

もっとも、こうした転換や見直しは容易に進むものではない。しかし、今の世代が最大限の努力をしないまま将来の世代に大きな負担を負わせることがないように、市民・事業者が本市の状況を深く理解した上で、ごみに関する行動や習慣を見直し、しっかりと3Rを推進しなければならない。

## 4. 計画見直しに向けて

### (1) 計画見直しに向けた審議会での議論について

ごみの処理は、1900年の汚物掃除法制定以降、自治体が関与し実施することとなり、当時は公衆衛生の確保を主な目的としていた。

1980年代からは、最終処分場の確保の問題や循環型社会の構築に向け、ごみのリサイクル、また、ごみの減量施策が進められてきた。

現在では、ごみ減量・分別の取り組みは一定定着し、市民においてはごみの排出ルールを通じて、ごみ減量、資源化に取り組んでおり、こうした取り組みは市民の意識向上につながっていると見える。

近年、地域社会の高齢化が進み、市民のライフスタイルは多様化し、さらには、人口減少に伴い地域活動の担い手の減少が進んでいる。

ごみの分別・排出や3Rの推進に向けては、地域社会の協力が不可欠となる。しかし、これまでのごみ処理体制を同じ形で維持するだけでは、市民が適切にごみを排出し、3Rに取り組むことができない状況が散見されるようになってきた。

その一方で、国連におけるSDGsの採択を契機として、国際的な協調の下で食品ロスの問題やプラスチックの削減・資源化、海洋プラスチック問題などの取り組みが強化されつつある。我が国においても例外ではなく、ごみの減量・資源化に対する国際的・社会的要請は年々高まっている。

こうした中、第4期の審議会では「循環型社会の形成に向けた新たな取り組み」について議論し、「ペットボトルの単独分別収集と、プラスチック製包装類の分別収集・資源化」「リデュース、リユースの推進」「ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応」について答申し、3Rの推進と合わせて、市民が適切にごみを排出することができる仕組みづくりの必要性について提言している。

第5期審議会では、第4期審議会での答申や議論を基礎にして、諮問事項の1つである「ごみ処理手数料の見直し」について、「埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類の処理の有料化、可燃ごみ処理手数料の値上げ、直接搬入時の手数料徴収は、ごみ処理体制の維持、3Rの推進と環境負荷の低減、公平な受益者負担の実現に資するものであり、導入すべき」と中間答申した。

その一方で、市民が3Rを推進し、ごみの適切な排出に取り組むことができる仕組みづくりと、市民の利便向上を目的に、手数料見直しによる新たな財源を活用し、ペットボトル・プラスチック容器包装類の月2回収集や高齢者等の排出困難者を対象とする戸別収集などの排出困難者への支援等について提言した。

このように、自治体に求められる廃棄物処理施策は時代とともに変化しており、果



たすべき役割は、廃棄物の適正処理にはとどまらないものとなってきた。こうした中、第4期審議会と第5期審議会においては、現在の地域課題に関する重要な論点について、多様な立場から議論を行ってきた。

## (2)基本計画の見直しについて

現在の舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(計画期間:平成28年度~令和7年度)は、平成28年に策定し、ごみの減量・資源化施策を推進してきたところである。

今般、舞鶴市長から諮問を受けた「舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中間見直し」の検討にあたっては、次の事項を考慮する。

### ①SDGs や第四期循環型社会形成推進基本計画等、廃棄物に関する昨今の動向について

廃棄物に関する国の目標と可能な限り整合を図った計画とし、本市のごみに関する取り組みが国際的な取り組みや国の取り組みと関係していることを市民が意識できる計画とする。

### ②「一般廃棄物(ごみ)処理手数料の見直し」に係る中間答申について

計画を見直す上で重要な事項となる「一般廃棄物(ごみ)処理手数料の見直し」については、舞鶴市長の諮問に対し中間答申(別添資料)により一定の方向性を示した。

中間答申では、不燃ごみ3品目(埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類)の有料化、可燃ごみ処理手数料の値上げ、直接搬入時の手数料徴収を行うこととし、この手数料見直しに合わせて、ペットボトル・プラスチック容器包装類の月2回収集、排出困難者向けの戸別収集、在宅医療等廃棄物の排出方法の見直しを行うこととしている。

本計画の改定では、同中間答申に基づき令和2年8月に市が策定した『ごみ処理手数料の見直し方針』を盛り込むこととする。

### ③審議会での議論の反映

第4期審議会では、ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応、また、コミュニティの活性化などに関して、本市の社会環境の変化を踏まえた問題提起や提案を行っていることから、第5期審議会での議論に加えて、第4期審議会の答申や議論を考慮する。

## 5. 答申

この一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の見直しは、基本計画について初めて審議会で議論するものであること、また、平成 28 年の計画策定以降、本市の廃棄物の取り巻く状況が大きく変化していること、さらには、既存計画における主要な施策について概ねその方向性が固まっていることを考慮し、今回の見直しでは、計画の基本理念、基本方針を含めた全面的な見直しとし、令和 3 年度を初年度とした 10 年計画の策定について次のとおり答申する。

### (1) 基本理念について

持続可能な地域の基盤の一つは、環境面、財政面の両面における持続可能なごみ処理体制である。ごみの埋立地はどこにでも、いくつでも造ることができる施設ではなく、また、清掃事務所やリサイクルプラザも数十年単位で施設更新に多額の費用を要する。このため、市民一人ひとりがごみの 3R に取り組み、将来の環境負荷と施設整備による財政負担を小さくすること、そして、市民が 3R に積極的に取り組むことができる仕組みづくりが不可欠となる。

3R の取り組みは、今の生活習慣や行動、経済活動の手法を変えることであり、容易に進むものではない。しかし、今の世代が最大限の努力をしないまま将来の世代に大きな負担を負わせることがないように、市民・事業者・行政が連携して、本市のごみの状況を深く理解し、ごみに関する行動や習慣を見直し、しっかりと 3R を推進しなければならない。そして持続可能な地域としてこの舞鶴を未来に引き継がなければならない。

以上の考えのもと、本計画の基本理念は次のとおりとする。

基本理念

地域みんなで3R  
～誰もが住みやすい持続可能なまち舞鶴～

## (2) 基本方針

基本理念を実現するために、次の3つの基本方針を掲げる。

### 基本方針1 3R(ごみの減量、再使用、資源化)の推進

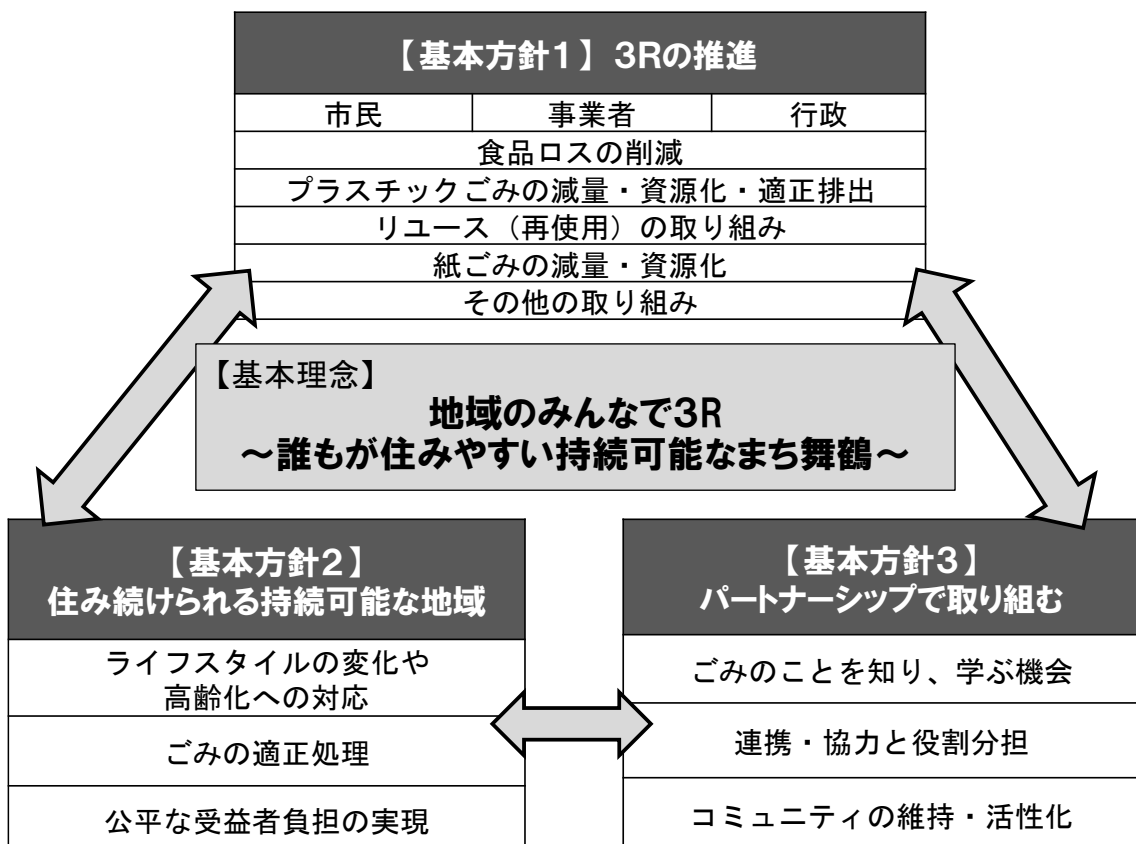
循環型社会形成の基本原則である3R(リデュース=発生抑制、リユース=再使用、リサイクル=資源化)を、市民・事業者・行政が一体となって推進する。

### 基本方針2 住み続けられる持続可能な地域

ライフスタイルの変化や高齢化など地域社会を取り巻く状況が変化する中、市民が3Rやごみの適切な排出に取り組むことができる仕組みづくりを行う。

### 基本方針3 パートナーシップで取り組む

「ごみ」や「環境」に関する問題は、すべての人に共通する問題であり、地域課題や行政の施策について、市民・事業者・行政が交流し、情報共有する機会を確保し、一体となって取り組む。



SDGs の 17 の目標と基本方針との関係は次のとおりであり、基本方針と関わりの深い施策を通じて、SDGs 全体の目標達成を目指す。

	基本方針と関わりが深い目標	市の取り組みを通じて達成する目標
<p>【基本方針1】 3R(ごみの減量、再使用、資源化)の推進</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  <p>産業と技術革新の基盤をつくろう</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  <p>つくる責任 つかう責任</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>1 貧困をなくそう</p>  <p>貧困をなくそう</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>2 飢餓をゼロに</p>  <p>飢餓をゼロに</p> </div>
<p>【基本方針2】 住み続けられる持続可能な地域</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <p>住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  <p>気候変動に具体的な対策を</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>14 海の豊かさを守ろう</p>  <p>海の豊かさを守ろう</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>  <p>陸の豊かさを守ろう</p> </div> </div>	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px;"> <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  <p>すべての人に健康と福祉を</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px;"> <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>  <p>安全な水とトイレを世界中に</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px;"> <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>  <p>ジェンダー平等を実現しよう</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px;"> <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>  <p>エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px;"> <p>8 働きがいも経済成長も</p>  <p>働きがいも経済成長も</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px;"> <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>  <p>人や国の不平等をなくそう</p> </div> </div>
<p>【基本方針3】 パートナーシップで取り組む</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>4 質の高い教育をみんなに</p>  <p>質の高い教育をみんなに</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  <p>パートナーシップで目標を達成しよう</p> </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>16 平和と公正をすべての人に</p>  <p>平和と公正をすべての人に</p> </div>

### (3) 計画期間

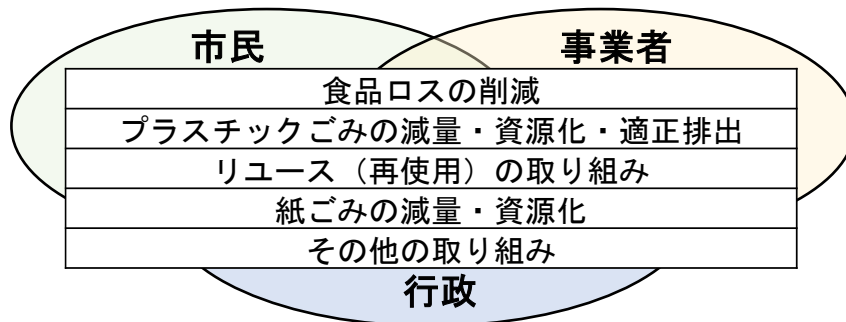
本計画の計画期間は、初年度を令和3年度、目標年度を令和12年度とした10年間とし、中間目標年度である令和7年度に見直しを行う。

## (4) 基本方針に向けた具体的施策

本市において推進する取り組みの具体的内容は以下のとおりとする。

### ■基本方針1 3R(ごみの減量、再使用、資源化)の推進

これからの持続可能な地域づくりに向けては、将来的な施設整備費や環境負荷の低減を目指し、ライフスタイルや事業活動を転換して、市民・事業者・行政が一体となって、さらなる3Rに取り組む必要がある。



#### 1. 食品ロスの削減

食品ごみ・生ごみの減量は、市民一人ひとりのライフスタイルや事業活動の見直しにより実現できるものであるため、継続的かつ効果的な啓発に努める。

#### 2. プラスチックごみの減量・資源化・適正排出

プラスチックごみは年々増加し、資源化可能なものであっても、汚れのあるものや適切に分別されないものは最終的には埋立ごみとなる。また、不適正に排出されたものは海洋プラスチックにもなる。市民一人ひとりによるプラスチックごみの減量と分別の徹底、適正排出に向けた取り組みにより、プラスチックの資源化、最終処分場の延命、環境負荷の低減に努める。

#### 3. リユース（再使用）の取り組み


リユースは、循環型社会形成に向けた重要な取り組みの一つであり、人と人との繋がり、コミュニティ形成の効果も期待されるものであるため、引き続き効果的な啓発に努める。

#### 4. 紙ごみの減量・資源化

可燃ごみの組成調査結果を見ると、資源化可能な紙類が約18%あり、資源化拡大の可能性がみられる。このため、さらなる紙ごみの減量・資源化に向け、啓発・支援に努める。

#### 5. その他の取り組み

環境負荷の少ない行動の啓発や事業系ごみの減量・適正排出への対応に努める。

食品ロスの削減	
市 民	事 業 者
<p>【市民・事業者に共通する取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3キリ（使い切り、食べ切り、水切り）</li> <li>・ 生ごみの堆肥化</li> </ul>	
<p>【飲食店で外食する際の取り組み】</p> <p>食べ切り ⇔ 小盛メニュー 持ち帰り ⇔ ドギーバッグ</p> <p>・ 3010 運動（宴会等で最初の 30 分と最後の 10 分は食事の時間とする）</p> <p>【食べ残しゼロ推進店舗】</p> <p>利用 ⇔ 登録</p>	
<p>【小売店で買物をする際の取り組み】</p> <p>食材の使い切り ⇔ 少量販売（ばら売り） 商品の手前取り ⇔ 売り切り、販売期限が近い商品の販促</p> <p>消費・賞味期限の理解 ⇔ 表示見直し</p>	
<p>【保管や調理の工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家での食材チェック</li> <li>・ 食品ロス日記等の調査</li> <li>・ 冷蔵庫整理の促進</li> <li>・ 食材保存方法の工夫</li> </ul>	
行政	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 啓発（飲食店、小売店、地域、学校等）</li> <li>・ 情報発信（メリット等）</li> <li>・ 実態把握（袋調査による組成調査）</li> </ul>	

プラスチックごみの減量・資源化・適正排出	
市 民	事 業 者
<p>【市民・事業者に共通する取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンウェイ容器やレジ袋の使用抑制、簡易包装</li> <li>・マイボトル・マイバッグの利用</li> <li>・詰め替え商品やプラスチックの少ない商品の選択</li> <li>・プラスチック容器包装類、ペットボトルの分別・資源化</li> </ul>	
<p>【小売店での簡易包装・レジ袋削減】 利用 ⇔ 対応</p> <p>【小売店での店頭回収】 利用 ⇔ 設置</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使わないライフスタイル</li> <li>・レジヤー時のごみの持ち帰り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正処理（産業廃棄物として処理）</li> </ul>



行政
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理手数料の見直し</li> <li>・排出機会の拡充、月2回収集</li> <li>・簡易包装、レジ袋削減の取り組み推進のための協議の場の設置</li> <li>・リユース食器の利用機会の拡充と使い捨てプラスチックの使用削減の啓発。行政運営上での取り組みの推進</li> </ul>

リユース（再使用）の取り組み	
市 民	事 業 者
<b>【市民・事業者に共通する取り組み】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繰り返し使う、修理して使う</li> <li>・必要とする人に使ってもらう（フリーマーケット、バザー、インターネットでのフリーマーケットサービスの利用など）</li> <li>・退蔵品（不要になっても捨てずに保管しているもの）の有効活用</li> </ul>	
<b>【小売店での修理対応】</b> ものを修理して使う ⇔ 修理対応	



行政
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集、提供</li> <li>・フリーマーケット等のリユース活動や、リペア情報（修理対応店舗等）の発信</li> <li>・リユース食器の利用機会の拡充啓発</li> <li>・子ども服、再生家具の提供やおもちゃ交換会など、市が関係するリユース事業、イベントの活性化・充実</li> </ul>

紙ごみの減量・資源化	
市 民	事 業 者
<b>【市民・事業者に共通する取り組み】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペーパーレスの推進</li> <li>・資源化できる紙の分別、雑紙（その他の紙）の分別</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団回収の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シュレッダー古紙や機密文書等の資源化</li> </ul>



行政
<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団回収の活性化</li> <li>・情報収集、提供（資源化ルートの確保、古紙等取扱業者との連携）</li> <li>・排出機会の確保</li> <li>・事業系紙ごみの搬入抑制策</li> <li>・会議等のペーパーレス化、デジタル化など市主催会議での取り組み推進</li> </ul>



その他の取り組み	
市 民	事 業 者
<p>【市民・事業者に共通する取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷の少ない行動、ライフスタイル、事業活動の推進</li> <li>・環境負荷の少ない商品の購入</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済小型家電の分別</li> <li>・集団回収やリユース活動への参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系ごみの適正処理の徹底、減量への取り組み</li> <li>・マイリサイクル店への参画など、3R を意識した事業活動の推進</li> </ul>



行政
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系ごみ量の実態把握</li> <li>・多量排出事業者による減量計画、市への報告の義務化</li> <li>・事業系ごみを生活ごみとして（または装って）地域のごみ集積所に排出する不適正排出への対応</li> <li>・使用済小型家電回収ボックスの設置</li> <li>・古紙等資源回収活動（集団回収）への報奨金の交付</li> <li>・行政運営における環境負荷の少ない製品の積極的な調達</li> <li>・事業者責任の明確化</li> </ul>

■基本方針2 住み続けられる持続可能な地域

地域社会の高齢化や人口減少が進み、市民のライフスタイルも多様化し、地域の状況は年々変化している。

また、食品ロスの問題やプラスチックの削減・資源化、海洋プラスチック問題などにおいては、国際協調の下で新たな取り組みが進められており、私達に身近な地域社会においてもさらなる取り組みが求められている。

こうした中、住み続けることができる持続可能な地域に向けて、3Rの取り組みやごみの適切な排出、環境美化活動に市民が取り組むことができる仕組みづくりを行う。

1.ライフスタイルの変化や高齢化への対応	2.ごみの適正処理
①高齢者等へのごみ排出支援 (1) 排出困難者への戸別収集の実施 (2) 在宅医療等廃棄物の排出支援 (3) 紙おむつ類専用ごみ袋の交付拠点の拡充	①ごみ処理体制の維持 (1) ごみ処理施設の整備、維持管理 (2) ごみ処理体制の確保
②排出機会の確保 (1) ペットボトル・プラスチック容器包装類の月2回収集 (2) 拠点回収 (3) 排出機会の確保に向けた取り組み	②環境美化、環境負荷の低減 (1) 海洋プラスチックへの対応 (2) プラスチック削減に向けた新たな取り組み (3) 環境美化の推進(ボランティア清掃活動、不法投棄対策) (4) 地球温暖化対策への配慮 (5) ごみ処理施設の運営や施設整備による環境負荷の低減
③ごみ排出に係る地域負担の軽減 (1) 立ち番の任意化検討 (2) 集積所の管理ルールを整備 (3) 学習機会の確保	
3.公平な受益者負担の実現	
①ごみ処理手数料の見直し ②不適正排出への対応 (1) 事業系ごみの適正処理、減量・資源化の推進 (2) 不適正排出への対応	

## 1. ライフスタイルの変化や高齢化への対応

### ①高齢者等へのごみ排出支援

#### (1) 排出困難者への戸別収集の実施

自らごみ出しができない高齢者等で、ホームヘルプサービスを利用しているなどの一定の要件を満たした人を対象に、民間事業者を活用し、一部自己負担による戸別収集を実施。実施にあたっては、家族力・地域力の低下を招かないよう留意する。

#### (2) 在宅医療等廃棄物の排出支援

在宅医療で発生する点滴・透析バッグ等のごみについて、ごみを排出しやすいよう、排出方法を見直す。

#### (3) 紙おむつ類専用ごみ袋の交付拠点の拡充

おむつを使用する人のごみ排出を支援するため、紙おむつ類専用ごみ袋の交付拠点を拡充する。

### ②排出機会の確保

#### (1) ペットボトル・プラスチック容器包装類の月2回収集

ペットボトル・プラスチック容器包装類について、不燃ごみ集積所で月2回収集を実施する。

また、既存の可燃ごみ集積所での排出や、さらなる回収回数の拡充については、5年後の計画見直しに向けて、早急に他市の状況を調査し、本市での導入について検討する。

#### (2) 拠点回収

##### 1) 公共施設での拠点回収

古紙と小型家電は、回収拠点での排出秩序の維持が課題となっているが、排出利便を損なうことがないように、可能な形での存続を検討する。

また、ペットボトル・プラスチック容器包装類については、指定ごみ袋制による有料化を予定しており、また、排出秩序の維持が課題であるため、現状のままで拠点回収の存続は困難であるが、排出利便に資する新たな手法について検討する。

##### 2) 小売店への店頭回収

小売店等に対して、簡易包装の推進や自主的な回収をさらに充実するよう働きかけを行う。

##### 3) 集団回収、古紙等取扱業者の活用

拠点型の集団回収や、古紙等取扱業者に関する情報提供など、情報発信等を行う。

### (3) 排出機会の確保に向けた取り組み

集団回収活動団体の広報、古紙等取扱業者に関する情報の発信

## ③ごみ排出に係る地域負担の軽減

### (1) 立ち番の任意化検討

ペットボトル、プラスチック容器包装類の月 2 回収集に係る、追加的な収集日については立ち番を任意化する。

また、不燃ごみの有料化による新たなごみ排出ルールの定着状況を見ながら、集積所の秩序維持の観点からの必要性、また、地域事情を考慮して、立ち番の任意化を検討する。

### (2) 集積所の管理ルールの整備

立ち番の任意化に合わせて、集積所の管理ルールを整備・提供する。

### (3) 学習機会の提供

行政による出前講座や説明会など、地域と行政がそれぞれの課題を共有する機会を設ける。

## 2. ごみの適正処理

### ①ごみ処理体制の維持

#### (1) ごみ処理施設の整備、維持管理

適正な運転管理による安定的なごみ処理を行い、処理においては環境負荷の低減を図る。また、施設周辺的生活環境や事業活動に支障が生じることがないように、適切な維持管理を図る。

##### 1) 清掃事務所

長寿命化工事の実施を進めるとともに、焼却灰(飛灰)のリサイクル体制の構築を図るとともに、整備後には、残供用年数を見据えた中間処理体制の維持・構築について検討する。

また、施設周辺の交通渋滞により、生活や事業活動に支障が生じることがないように、必要な対策を検討する。

##### 2) リサイクルプラザ

大規模改修実施の具体化を図るとともに、残供用年数を見据えた中間処理体制の維持・構築について検討する。

また、施設周辺の交通渋滞により、生活や事業活動に支障が生じることがないように、必要な対策を検討する。

### 3)最終処分場

次期最終処分場の増設工事の終了後は、残供用年数を見据えた最終処分体制の維持・構築について検討する。

#### (2)ごみ処理体制の確保

平時の一般廃棄物の収集、中間処理、最終処分と、各種減量施策等の実施体制と、災害時の円滑なごみ処理体制を確保する。

## ②環境美化、環境負荷の低減

#### (1)海洋プラスチックへの対応

風や大雨等による非意図的なプラスチックごみの発生への抑制に向けた啓発を行うとともに、海洋関連機関・団体等と連携し、発生抑制に向けた協議を行い、環境美化活動の拡充や海洋プラスチック流出防止対策など新たな取り組みについて検討する。

海洋プラスチックの回収については、本市のごみ処理体制への影響が大きく、また、多額の費用を要することから、国等の施策を積極的に活用する。

#### (2)プラスチック削減に向けた新たな取り組み

ペットボトル・プラスチック容器包装類の指定ごみ袋制による有料化を実施し、発生抑制と資源化を図る。

また、現在、国ではプラスチックのさらなる資源化施策を検討しているところであり、そうした国の動向を踏まえ、必要に応じて対応を検討する。

#### (3)環境美化の推進

##### 1)ボランティア清掃活動支援

既存の環境美化団体や自治会、個人のボランティア清掃活動を支援するとともに、レジヤーごみの持ち帰りを啓発する。

また、海洋プラスチック問題により、あらためてボランティア清掃活動の重要性が認識される中、ボランティア清掃活動の活性化について検討する。

##### 2)不法投棄防止のための取り組み

不法投棄監視パトロールの実施や啓発看板等の提供など、不法投棄防止に向けた取り組みを継続する。

また、京都府、警察等の関係機関との連携を図る。

#### (4)地球温暖化対策への配慮

3R の推進やごみ処理の効率化等を通じて、温室効果ガスの排出抑制に努める。

#### (5) ごみ処理施設の運営や施設整備による環境負荷の低減

ごみ処理施設の運営や施設整備による環境負荷の低減を図る。また、3Rを推進し中間処理施設の負担軽減と最終処分場の延命を図る。

### 3 公平な受益者負担の実現

#### ①ごみ処理手数料の見直し

埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類の処理の有料化、可燃ごみ処理手数料の値上げ、直接搬入時の手数料徴収は、市民サービスの充実やごみ処理体制の維持、3Rの推進と環境負荷の低減、公平な受益者負担の実現に有効な施策であり、本市において導入する。

一方で、この手数料の見直しにより、新たな市民負担が発生し、その負担感は市民それぞれに異なることから、導入にあたっては次の事項に留意し、市民の理解のもと進める必要がある。

- 新たな市民の負担は、本市の持続可能な地域づくりと、公平な受益者負担の実現を考慮して適正な水準とする。
- 本市のごみの状況やごみ処理施設に関する情報、ごみ処理に要する費用、手数料収入とその用途をしっかりと広報するとともに、見直しにあたっては市民に対して丁寧な説明を行う。特に以下の点をしっかりと伝えること。
  - ・ 不燃ごみの分別区分の見直しにより分別は進むことになったが、本市の1人1日あたりごみ排出量は全国的にも多く、今の環境をよりよい形で次世代へつないでいくため、そして市民の将来的な負担を減らすため、有料化による現世代の協力が不可欠であること。
  - ・ 人口減少に伴う市民1人あたりのごみ処理費用増加、施設更新の必要性、施設維持に要する各種資機材や人件費の高騰、消費税増税等により費用が増加しており、現在のごみ処理手数料は、こうした負担増やこれからのごみ処理体制・施設を維持するために十分な水準ではないこと。
  - ・ 施設への直接搬入増加が施設周辺の環境悪化や施設の運営費用増加につながっており、さらに進むと施設運営や施設周辺での生活や事業活動に支障が生じることになりかねないこと。

※詳細は、添付資料の令和元年11月26日付け「ごみ処理手数料の見直しについて」中間答申を参照。

## ②不適正排出への対応

### (1) 事業系ごみの適正処理、減量・資源化の推進

事業系ごみについては、事業所の規模や業種により様々なごみが排出され、事業所ごとに取り組むべき内容が異なる。このため、啓発にあたっては、既存の行政データや資料を活用し、効率的な方法を検討する。

#### 1) 事業系ごみの適正排出

- ・分別・排出ルールを周知するためのパンフレット等の啓発資材の作成
- ・生活系ごみとして事業系ごみを地域のごみステーションに排出しないよう啓発・指導の強化

#### 2) 事業系ごみの減量・資源化

- ・事業系ごみ量の実態把握
- ・多量排出事業者に対する減量計画策定の義務付け
- ・焼却処理施設への紙ごみの搬入規制や資源化ルートの確保

### (2) 不適正なごみ搬入への対応

越境ごみや産業廃棄物の不適正搬入などを防止するため、他市の事例を参考にしながら、施設搬入受付時の確認、搬入物検査や展開検査の実施、直接搬入に対する搬入許可証、搬入予約制の導入検討など、受付時の体制や指導の強化に取り組む。

### ■基本方針3 パートナーシップで取り組む

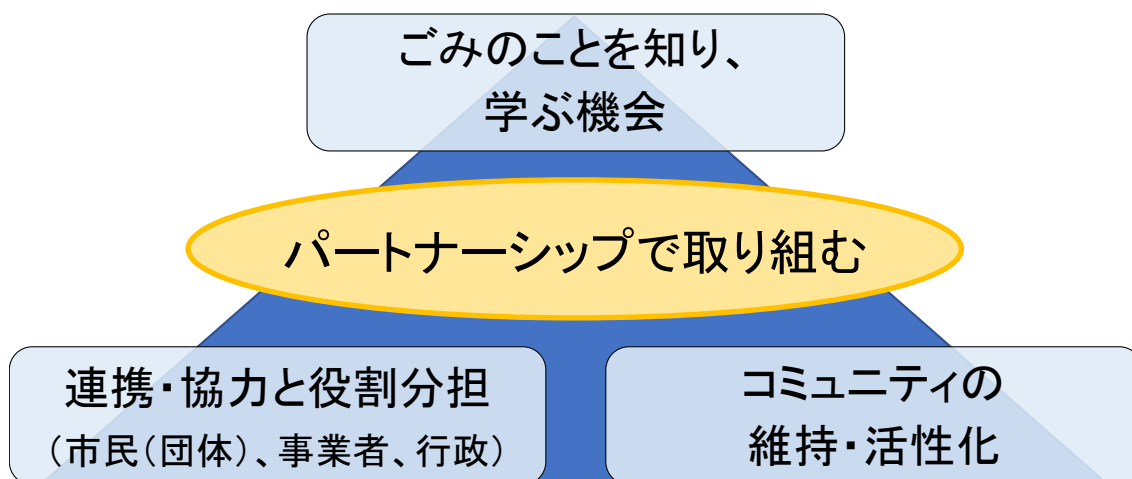
「ごみ」や「環境」に関する問題は、老若男女、障害のある人、地域の繋がりを大切にしたいと思っている人も、そうでない人も、すべての人に共通する問題である。

ごみについて知り、学ぶ機会が無いことには、3R(ごみの減量、再使用、資源化)の取り組みにつなげることができない。

また、3Rの取り組みは、市民だけではなく、事業者や行政が、それぞれの役割をしっかりと果たし、志を同じくして連携・協力して進める必要がある。

連携・協力においては、コミュニティは重要な役割を果たすことになる。しかし、人口減少・高齢化が進む中で活動継続が難しくなっている地域もあり、その維持・活性化方策の検討が不可欠となる。

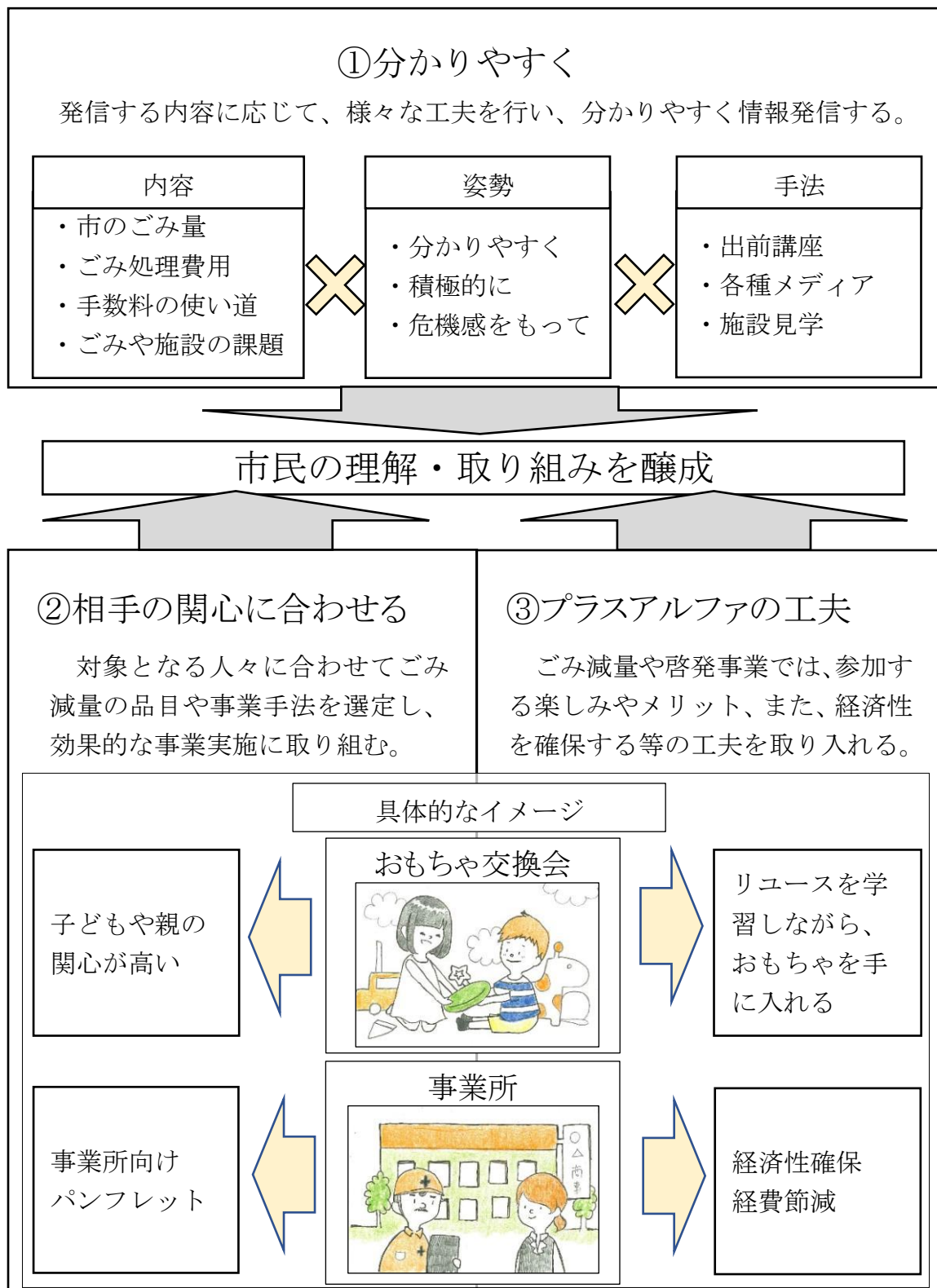
こうした中、市民や事業所、行政が、ごみに関する課題を共有し、3Rの推進に向けてパートナーシップで取り組むこととする。





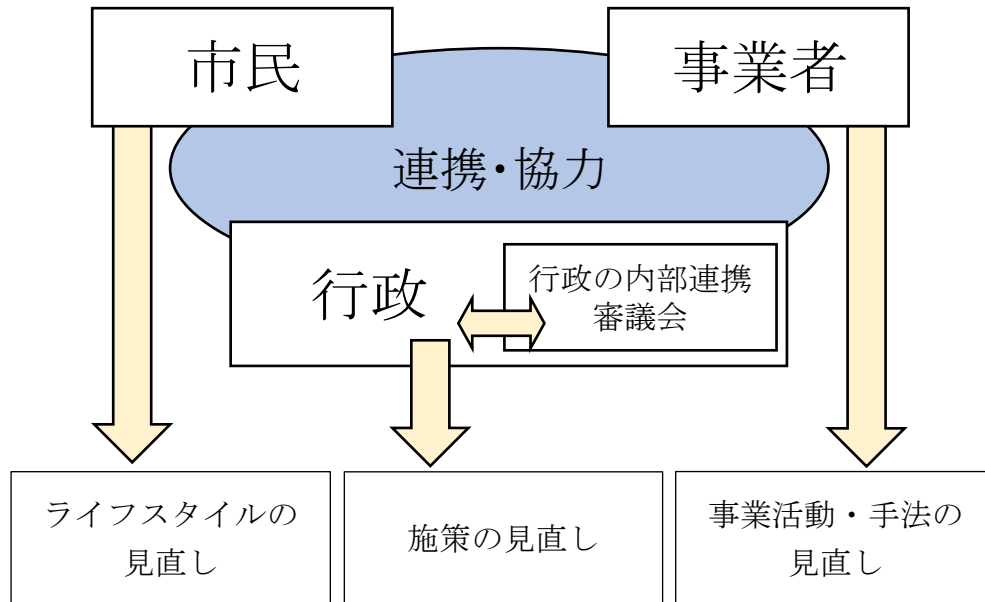
## 1. ごみのことを知り、学ぶ機会

市民がごみのことを知り、学ぶ機会を提供するとともに、様々な工夫をして情報発信、啓発事業を行う。



## 2. 連携・協力と役割分担

市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、連携・協力を推進する。



### ○連携・協力のイメージ

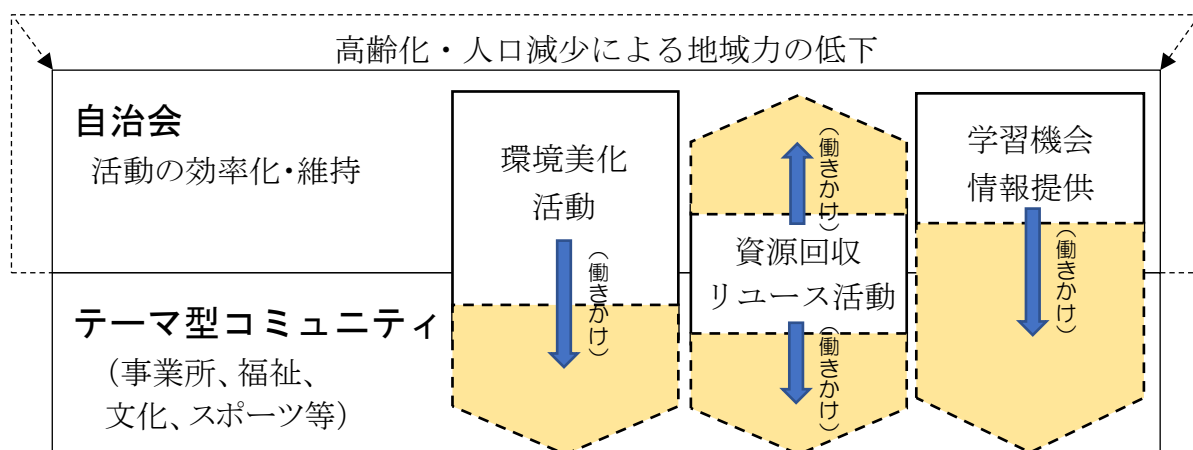
- ・簡易包装や店頭回収の推進に向けた市民・事業者・行政の協議の場の設置。
- ・環境面で良い取り組みを実施している事業所を利用しようとする市民の気運醸成。
- ・紙ごみの資源化推進に向けた、古紙等取扱業者や再生メーカーと連携、資源化ルートの情報提供。
- ・販売者及び生産者自らのごみの資源化への協力要請。
- ・市の事業の進捗状況の報告や協議などの本審議会との連携。

### 3. コミュニティの維持・活性化

自治会等の地域コミュニティは、ごみ分別の学習機会の確保や高齢者等への支援など、本市のごみ処理施策の推進や地域づくりにおいて大きな役割を果たしている。

パートナーシップによる取り組みを進める上では、情報や学習機会の提供、連携・協力の対象となる地域コミュニティを維持、活性化する必要がある。

また、こうした、地縁型コミュニティだけではなく、職域や福祉団体などのテーマ型コミュニティに対しても参画の働きかけを行う。



#### ○維持・活性化のイメージ

##### 【自治会】

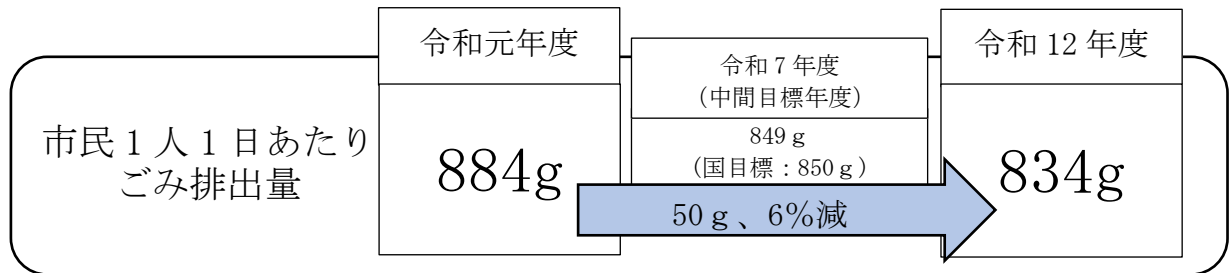
- ・立ち番の任意化。
- ・集積所の管理ルールを整備。
- ・効率的な自治会運営に向け、効率化の手法や取り組み、工夫等を共有し、情報交換できる仕組みづくり。

##### 【事業所や各種団体(テーマ型コミュニティ)】

- ・資源回収活動やリユース活動への参加や利用を促す情報の発信。
- ・環境美化活動の参加呼びかけ。
- ・学習機会の呼びかけ、提供。

## (5)ごみ減量の目標

本答申では、ごみ減量において最も重要な指標となる市民1人1日あたりごみ排出量について、次のとおり減量目標を設定する。



### 【目標設定の考え方】

- 減量対象となる品目については、本市のごみ量に占める割合、減量余地、分別の取り組みの必要性により選定。
- 品目ごとに減量目標を設定し、積み上げた数値を全体の減量目標とする。
- 目標値は国の目標を意識したものとし、努力することにより達成可能な目標を設定する。

### 【ごみ減量の内訳】

	1人1日あたり ごみ排出量 (現状)	減量・分別量 (試算)		
			重量(g)	率(%)
①食品ロス	48g	減量	11g	23%
②調理くず	131g	減量	7g	5%
③資源化可能な紙				
可燃ごみ排出＋分別排出	142g	減量	5g	4%
可燃ごみとして排出分のみ	81g	分別	12g	15%
④プラスチック容器包装類				
可燃ごみ排出＋分別排出	60g	減量	9g	15%
可燃ごみとして排出分のみ	38g	分別	9g	24%
ペットボトル				
可燃ごみ排出＋分別排出	6g	減量	0.1g	2%
可燃ごみとして排出分のみ	0.5g	分別	—	—
⑤埋立ごみ	40g	減量	2g	5%
⑥事業系ごみ	246g	減量	17g	7%

【減量目標を達成するための具体的な取り組みの目安】

① 食品ロス 削減目標 11g（1人1日あたり）

- ・買い物をするときは、事前に冷蔵庫内をチェックして、使う分だけ買う。
- ・なるべく手前に陳列されている商品から選ぶ。
- ・賞味期限と消費期限を正しく理解する。
- ・早く傷みそうな食材から使う。
- ・調理の際は、残っている食材から、食べ切れる量を作る。 など

②調理くず 削減目標 7g（1人1日あたり）

- ・調理の際には過剰除去をしないようにするなどごみの出ない工夫をする。
- ・生ごみを捨てるときはしっかりと水切りをする。
- ・家庭菜園をしている人などは堆肥にする。

③資源化可能な紙 削減目標 5g（1人1日あたり）  
分別目標 12g（1人1日あたり）

- ・食品の箱やチラシなど、雑紙（ぎつがみ）を分別する。
- ・物を買うときには、過剰包装や過剰梱包にならない方法を選択。
- ・ペーパーレス、デジタル化により紙ごみが出ないようにする。

④プラスチック容器包装類、ペットボトル

削減目標 9g（1人1日あたり）

分別目標 9g（1人1日あたり）

- ・使い捨てのプラスチック製容器包装、袋類は不必要に使用しない。
- ・買い物際には、詰め替え商品やプラスチックの少ない商品を選び、簡易包装にする。
- ・出かける際には、マイボトル・マイバッグを持参する。
- ・ペットボトル飲料は必要な人が必要な分だけ消費。マイボトルの使用などで購入を控える。
- ・プラスチック容器包装類、ペットボトルはしっかり分別し、資源化する。

⑤埋立ごみ

削減目標 2g（1人1日あたり）

- ・物を買うときには、長く使えるものを選ぶ。使い捨てはできるだけしない。
- ・フリーマーケット、バザー、インターネットでのフリーマーケットサービスを活用して、長く使っていないものや、不要なものを必要とする人に使ってもらおう。

⑥事業系ごみ

可燃ごみの削減目標 7%

- ・資源化可能な紙、シュレッダー古紙は分別して資源に。個人情報を書かれた文書なども資源化を検討する。
- ・プラスチック製包装類は、産業廃棄物として処分する。
- ・食品ロスや食品くずの出ない取り組みを行う。
- ・小売店では簡易包装を行い、店頭回収の実施など販売した商品の容器等の資源化に取り組む。

## 6. おわりに

第5期舞鶴市廃棄物減量等推進審議会では「ごみ処理手数料の見直し」「舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中間見直し」について議論を行った。

一連の審議の中で、本審議会の中では舞鶴市のごみに関する課題について情報共有し、議論を重ね今回の意見のとりまとめに至ったが、現状においてはこうした課題や情報が市民と十分に共有できているとは言えない。

市においては、今後、手数料見直しについて市民に説明する際には、ごみ処理施設に関する長期的な展望や現在のごみ処理の状況等を市民にしっかりと情報発信し、市民理解のもと新たな制度に移行できるよう努められたい。

また、市においては、本答申の内容を尊重し、基本計画の見直しや、施策実施に向けては、本審議会にしっかりと説明を行うよう要請する。

SDGs 未来都市である本市において、本答申が、循環型社会の形成と住み続けられる持続可能な地域の創造に大きく寄与することを期待する。

## 参考資料

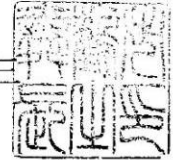
1. 諮問書
2. 第5期舞鶴市廃棄物減量等推進審議会委員名簿
3. 審議経過
4. 第4期舞鶴市廃棄物減量等推進審議会答申
5. 第5期舞鶴市廃棄物減量等推進審議会「ごみ処理手数料の見直しについて」  
中間答申



舞 市 生 第 579 号  
平成 31 年 3 月 25 日

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会  
会長 山川 肇 様

舞鶴市長 多々見 良三



舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則第 3 条に基づき次のとおり諮問します。

## 記

### 【諮問事項】

1. 舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し
2. 一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し

### 【諮問理由】

現在の舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：2016年度～2025年度）につきましては、2016年（平成28年）に策定し、本市の廃棄物減量・資源化施策を推進してきたところでありますが、2021年度からの後期5年を迎えるにあたり、現計画において「主要な施策」に位置付けている事業の具体化や、第4期審議会の答申を考慮した計画の見直しについて検討する必要があります。

とりわけ、一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しに関しましては、公平な受益者負担の実現に向けた不燃ごみの有料化やごみ排出の利便性向上の検討について第4期審議会から答申をいただいているところであり、市といたしましても、平成17年の可燃ごみの有料化から約13年が経過する中、環境負荷の低減と資源の有効な活用、ごみ処理の効率化などの観点から、可燃ごみ、不燃ごみの発生抑制、分別推進に向けたさらなる取り組みを進める必要があるものと考えております。

近年、国連における「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されて以降、海洋プラスチックや食品ロスなどの廃棄物の問題に対する国際的な関心は高まっており、国においては『プラスチック資源循環戦略』の策定を進めるなど、廃棄物をめぐる国内外の取り組みが大きく進展しようとしています。

こうした中、市におきましては、長期的視野に立った廃棄物減量施策の推進と処理体制の構築、施設の整備について具体的な取り組みを進める必要があります。

つきましては、貴審議会において、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し、並びに、一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しについてご審議いただきたく、ここに諮問いたします。



## 舞鶴市廃棄物減量等推進審議会委員名簿（第5期）

（任期：平成30年10月5日～令和2年10月4日）

	氏 名	所属名等 ※委員就任時
副会長	アオ ヤマ コウ ソウ 青 山 公 三	京都府立大学 名誉教授 京都地域未来創造センター 統括マネージャー
	ウツ ミ シ ノブ 内 海 志 伸	舞鶴市老人クラブ連合会 会長
	オ エ リョウ スケ 尾 上 亮 介	まいづる環境市民会議 会長
	キ タニ エ ミ 木 谷 絵 美	倉梯・倉二・与保呂地域包括支援センター
副会長	シナ タ マサ アキ 品 田 正 明	舞鶴自治連・区長連協議会 顧問
	タ ナカ チ マ 田 中 小 満	市民
	タニ グチ エ コ 谷 口 英 子	NPO法人まちづくりサポートクラブ 副代表理事
	ニシ ヤマ タカ シゲ 西 山 隆 成	舞鶴商工会議所 専務理事代行
	フジ フラ タカ コ 藤 原 貴 子	舞鶴YMCA国際福祉専門学校 教務部長
	マル ヤマ タク ヤ 丸 山 拓 哉	公益社団法人 舞鶴青年会議所 理事長
	モリ シ ノ 森 志 乃 ぶ	市民
会長	ヤマ カワ ハジメ 山 川 肇	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授

（敬称略、五十音順）



舞鶴市廃棄物減量等推進審議会 審議経過

平成 30 年度	1月22日(火)	第1回	(1)市の取り組みの進捗状況について(報告) (2)ごみ減量・リサイクルをめぐる最近の動向について (報告)
	3月25日(月)	第2回	(1)諮問事項について
令和 元 年度(平成 31 年度)	5月27日(月)	第3回	(1)報告 ①不燃ごみ7種9分別収集の実施状況について ②小型家電等収集管理システム導入可能性調査の実施 結果について (2)一般廃棄物(ごみ)処理手数料の見直しについて
	8月19日(月)	第4回	(1)一般廃棄物(ごみ)処理手数料の見直しについて
	10月29日(火)	第5回	(1)不燃ごみ7種9分別収集の実施状況について(報告) (2)一般廃棄物(ごみ)処理手数料の見直しについて 【中間答申】(素案)
	11月26日(火)	第6回	(1)一般廃棄物(ごみ)処理手数料の見直しについて 【中間答申】(案)
		中間答申	中間答申
	1月28日(火)	第7回	(1)一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中間見直しについて (2)ごみ処理手数料の見直しについて
	3月30日(月)	第8回	(1)ごみ処理手数料の見直し方針(案)について (2)一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中間見直しについて
	令和 2 年度	8月12日(水)	第9回
9月11日(金)		第10回	(1)ごみ処理手数料の見直しについて(報告) (2)舞鶴市からの諮問にかかる答申(素案)について
10月2日(金)		第11回 答申	(1)舞鶴市からの諮問にかかる答申(案)について



循環型社会の形成に向けた新たな取り組みについて

答 申

平成30年10月2日

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会

目次

はじめに .....	1
I 本市のごみの現状と課題 .....	2
(1) ごみの減量と資源化に係るこれまでの施策 .....	2
(2) ごみの減量と資源化の現状 .....	2
(3) ごみの減量と資源化の数値目標 .....	2
II 審議内容と基本方針 .....	3
1. 容器包装リサイクルに関する取り組みについて .....	3
1-1 現状と課題 .....	3
1-2 基本方針 .....	3
1-3 今後の取り組み .....	4
2. リデュース、リユースの推進について .....	5
2-1 現状と課題 .....	5
2-2 基本方針 .....	6
2-3 今後の取り組み .....	6
論点① 食品ごみ・生ごみの減量 .....	7
論点② プラスチックごみの減量 .....	7
論点③ リユース活動の活性化と支援 .....	9
論点④ 事業系ごみの実態把握と減量 .....	10
論点⑤ 紙ごみの減量と資源化 .....	11
論点⑥ 公平な受益者負担の実現 .....	12
3. ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応について .....	15
3-1 現状と課題 .....	15
3-2 基本方針 .....	15
3-3 今後の取り組み .....	16
論点① 立ち番と集積所の管理について .....	17
論点② 排出困難者への対応～戸別収集について～ .....	18
論点③ 排出機会の確保～拠点回収や収集回数の拡充について～ .....	20
論点④ 地域コミュニティの維持・活性化について .....	22
4. 今後の取り組みを進める上で留意すべき事項 .....	24
おわりに .....	25



## はじめに

舞鶴市では、これまでに不燃ごみの分別収集や可燃ごみの有料化など、ごみの減量や資源化、適正処理に向けて様々な施策を展開してきたが、近年の状況を見ると、市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量については横ばい傾向、また、資源化率については、平成 18 年をピークに低下を続けており、全国平均、京都府平均を下回っている状況にある。

また、不燃ごみの 6 種 9 分別収集の開始から 20 年、可燃ごみの有料化から 13 年が経過し、この間、循環型社会形成推進基本法の制定（平成 12 年）、容器包装リサイクル法の改正など、廃棄物・リサイクル関係の法律の制定・改正が重ねられるとともに、ライフスタイルの多様化、少子高齢化、核家族化など地域社会を取り巻く状況も大きく変化している。

こうした中、本市の廃棄物施策は、プラスチック容器包装類の効率的な資源化や容器包装リサイクル法への準拠が不十分であること、ごみ減量が十分に進んでいないこと、さらには、ライフスタイルの変化や高齢化・地域力の低下に伴い、これまで通りにごみを排出することが困難になっていることなど、様々な課題に向けた対応が求められている。

このような状況のもと、舞鶴市廃棄物減量等推進審議会（以下「本審議会」という。）では、平成 29 年 4 月 25 日に舞鶴市長から『循環型社会の形成に向けた新たな取り組みについて』と題し、「容器包装リサイクルに関する取り組みについて」「リデュース、リユースの推進について」「ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応について」の 3 項目について諮問を受けた。

本審議会では、各事項について審議し、今後の方向性についてとりまとめたので、ここに答申するものである。

平成 30 年 10 月 2 日  
舞鶴市廃棄物減量等推進審議会  
会長 山 川 肇

## I 本市のごみの現状と課題

### (1) ごみの減量と資源化に係るこれまでの施策

市では、平成 10 年 5 月に不燃ごみの中間処理施設「リサイクルプラザ」の稼働に伴い、不燃ごみの分別区分をそれまでの 3 分別から 6 種 9 分別に変更。また、平成 17 年 10 月には指定袋制による可燃ごみの有料化と古紙の分別収集を導入するとともに、生ごみ堆肥化処理に対する支援、古紙等の資源回収活動への支援、使用済み小型家電回収ボックスの設置など、ごみの減量・資源化を推進するための様々な施策を実施している。

しかし、不燃ごみの 6 種 9 分別収集の開始から 20 年、可燃ごみの有料化から 13 年が経過しており、さらなるごみの減量・資源化を推進するためには新たな取り組みや仕組み作りが必要である。

### (2) ごみの減量と資源化の現状

本市のごみ排出量は、平成 28 年度実績において、28,088.2 トン/年（集団回収量と分別収集量を含む）、市民 1 人 1 日当たりの排出量では、914.9 g となっている。可燃ごみについては、有料化によるごみの減量意識が働き排出量は大きく減少したが、その後は横ばい傾向にあり、また、不燃ごみと粗大ごみについては年度による増減が見られる。

こうした中、本市の 1 人 1 日当たり排出量は京都府平均を上回っており、可燃ごみ・不燃ごみいずれにおいても、ごみ減量に向けたさらなる取り組みが必要となっている。

また、古紙や不燃ごみの資源化率については、平成 18 年度をピークに低下を続け、平成 28 年度実績においては 14.1%と全国平均、京都府平均を下回っている状況にあり、さらなる分別の啓発とともに処理の効率化が不可欠な状況となっている。

### (3) ごみの減量と資源化の数値目標

平成 28 年度に策定した舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、数値目標として、平成 37 年度までに、市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量を 922 g に、資源化率を 17.3%にすることを目指している。

本市におけるごみ減量は着実に進捗しているものの、資源化の取り組みは計画とのかい離が大きい。今後、さらなるごみ減量と資源化を進めるためには、市民や事業者の意識を高めながら、より一層のごみ減量・資源化に取り組む必要がある。

## Ⅱ 審議内容と基本方針

### 1. 容器包装リサイクルに関する取り組みについて

#### 1-1 現状と課題

容器包装廃棄物のごみの容量の約 6 割を占めるとされ、増大する容器包装廃棄物がもたらす全国的な最終処分場のひっ迫に対応するため、平成 7 年に容器包装リサイクル法が制定された。

本市においては、平成 10 年 5 月に「リサイクルプラザ」が稼働し、不燃ごみの分別区分を現在の 6 種 9 分別に変更し、飲料用空缶類のほか、食用びん類、プラスチック容器類の分別収集が行われ、容器包装リサイクルの取り組みが本格的に実施されることとなった。

以後、資源ごみの分別とリサイクルは市民において着実に定着することとなったが、当時と現在の状況を比較すると、食用びん類は約 46%減少、飲料用空缶類は約 59%減少し、その一方で、プラスチック容器類については約 44%増加しており、約 20 年が経過する中で本市の廃棄物の内容は大きく変化している。

このようにプラスチック製容器包装やペットボトルの生産・流通量が増加する中、国においては容器包装リサイクル法の改正を重ね、ペットボトルの対象範囲の拡大や、レジ袋の減量対策等を進めてきたが、本市では平成 10 年度以降、分別区分を見直さず現在に至っている。

容器包装リサイクル法においては、ペットボトルとプラスチック製容器包装を区分しており、本市を除く京都府下では 14 市中 13 市でペットボトルを単独で分別収集しているが、本市の分別区分では同一区分となっている。

また、レジ袋等のプラスチック製包装類については、京都府下 14 市中 13 市で資源物として分別収集の対象としているが、本市では可燃ごみに区分している。このように、本市では、容器包装リサイクル法への準拠が十分ではないことが課題となっている。

さらには、本市ではその処理においても課題を有しており、リサイクルプラザでは分別収集したプラスチック容器類のうち、重量比で約 6 割程度しか資源化できておらず、約 4 割は残渣物として埋立処理しており、今後の資源化の推進に向け、より効率的な処理手法へ見直しが必要となっている。

#### 1-2 基本方針

市が平成 29 年 4 月に本審議会に対して行った 3 項目の諮問のうち、諮問事項①「容器包装リサイクルに関する取り組みについて」については、市の廃棄物施策に

において喫緊の課題であることから、他の諮問事項に先立ち、中間答申の形で今後の方針提示の要請を受けた。

本審議会では、市の要請に応じて審議を行い、平成29年8月に中間答申を行ったところである。その内容に基づき、諮問事項①についてあらためて以下のとおり答申する。

**ペットボトルの単独分別収集とプラスチック製包装類の新たな分別収集は、資源化の促進及びごみの減量、温室効果ガスの削減など、循環型社会の形成に有効な手段と考えられるため、積極的に取り組むべきである。**

**また、施策の導入に際しては、その必要性や制度内容について市民への十分な周知と説明を行うとともに、その効果等の検証と情報発信にも努められたい。**

### 1-3 今後の取り組み

市から説明があった今後の取り組み案と審議会の意見は次のとおり。

#### 【市の今後の取り組み案】

- ①ペットボトルの単独分別収集
- ②プラスチック製包装類の新たな分別収集・資源化
- ③分別ルールの変更に伴う市民周知

#### 【審議会の意見】

現在はプラスチック容器類として、「ペットボトル」とその他の「プラスチック容器類」を同一の分別区分としているが、「ペットボトル」を単独分別収集することは、リサイクルプラザでの処理が効率化され資源化率の向上と埋立ごみの削減効果に寄与するため、有効な施策と考える。

また、現在は可燃ごみとして処理しているレジ袋などのプラスチック製包装類を新たに「プラスチック容器包装類」として分別収集することは、プラスチックのリサイクルを進め資源化率の向上を図るとともに、焼却処理により排出される温室効果ガスを削減する上で必要な施策である。

今後、不燃ごみの分別区分を見直し、新たな分別ルールが市民に定着するには、市民の理解と協力が不可欠である。このため、市においては、新たな分別ルールの周知とあわせて、制度導入の背景や目的、費用とその効果について分かりやすく説明するよう努められたい。

## 2. リデュース、リユースの推進について

### 2-1 現状と課題

社会経済活動の発展に伴い生活の利便性や快適性が高まる一方で、資源を大量に消費・廃棄する社会が到来し、地球温暖化や資源枯渇、環境悪化など、様々な課題を抱えることになった。

このような大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを転換し、持続可能な社会を形成するためには、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みが重要となるが、中でもリデュース・リユース（ごみを減らす、繰り返し使う）は、資源を有効に活用し、循環型社会を形成する上で優先度の高い取り組みとされている。

さらには、リデュース・リユースを推進し、廃棄物の減量に努めることは、埋立ごみの削減や最終処分場の延命、さらには将来的な廃棄物処理施設更新費用や維持管理費用などの市民負担の軽減につながるものでもある。

こうしたリデュース・リユースの推進に向け、あらためて本市の廃棄物の状況を見ると、可燃ごみの有料化後には排出量が大きく減少したが、市民1人1日当たりのごみ排出量は京都府平均を上回っている。

市では様々なごみ減量啓発に取り組んでいるものの、市民や事業者におけるごみ減量の余地は残っており、これからのリデュース・リユースの推進に向けては、市民や事業者の自発的な取り組みにつながる新たな施策の検討が必要となっている。

具体的には、本市の可燃ごみの約27%を占める厨芥類（生ごみ）や、約35%を占める紙ごみの減量のほか、市民一人ひとりの減量行動の有無により排出量に大きな差が生じるプラスチックごみの減量は、本市における取り組みの余地はまだある。

また、市民や事業者の取り組みのほかにも、市外からの越境ごみや産業廃棄物の不適正搬入など、市のごみ処理施策に起因する諸課題も散見され、事業系ごみへの対応や受益者負担のあり方を見直す時期が到来しているものと考えられる。

リユースについても、リデュースと並び重要な減量行動であるため、さらなる活性化に向けた取り組みが必要となっている。

リデュース・リユースの推進では、「使わない」「できるだけ使わない」「繰り返し使う」といったごみ減量行動に向け、市民の日常生活や事業活動の見直しが必要となるが、こうしたきっかけづくりをどのように実施するかが大きな課題となっている。

## 2-2 基本方針

諮問事項②「リデュース・リユースの推進」について、本審議会では、本市の現状から重要性が高いと考えられる6つの論点について課題整理し、基本方針と今後の取り組みについて審議したので、次のとおり答申する。

**リデュース・リユースの推進は、環境負荷やごみ処理施設の整備に要する様々な市民負担を軽減し、公平な受益者負担の実現に向け極めて優先度の高い取り組みである。**

**特に、次の6項目に関連する施策については、リデュース・リユースの推進に向けた本市の重点施策に位置付け、早急に具体的な取り組みに着手すべきである。**

- ①食品ごみ・生ごみの減量
- ②プラスチックごみの減量
- ③リユース活動の活性化と支援
- ④事業系ごみの実態把握と減量
- ⑤紙ごみの減量と資源化
- ⑥公平な受益者負担の実現

## 2-3 今後の取り組み

本審議会が審議した6つの論点について、以下、個別に記載する。

**論点① 食品ごみ・生ごみの減量****(1) 現状と課題**

本市の可燃ごみの組成分析では27%が厨芥類（生ごみ）であり、その厨芥類の40%、可燃ごみの10%に相当するごみが、食べ残しや過剰除去などのいわゆる「食品ロス」と呼ばれるごみであると推定される。この推定量は2,000～2,800tにおよび、市の不燃ごみ量の総量に相当する。

市では、これまでからも生ごみ堆肥化容器や電気式生ごみ処理機の購入補助制度を導入するとともに、ごみ分別ルールブック等の啓発冊子を通じて、食品ロスの削減や生ごみの水切りの啓発を行ってきたが、現状においては、まだまだ減量の余地がある。

食品ごみ・生ごみの減量は、市民一人ひとりのライフスタイルや事業活動の見直しにより実現できるものであるため、継続的かつ効果的な啓発活動が必要となっている。

**(2) 今後の取り組み**

市から説明があった今後の取り組み案と審議会の意見は次のとおり。

**【市の今後の取り組み案】**

- ①ごみ減量運動の啓発（「生ごみ3キリ運動（使いキリ・食べキリ・水キリ）」や、「3010（さんまる・いちまる）運動」など）
- ②食品ロス削減に取り組む飲食店への「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度等を活用するなど、国・京都府の取り組みへの参画

**【審議会の意見】**

食品ロスの削減やごみ減量啓発においては、教育の果たす役割が大きい。市では提案の取り組みに加え、小・中学校での啓発や食育についても取り組みを進める必要がある。

また、小売業や飲食業では経済活動とごみ減量が両立しない側面もあることに留意し、経済性を確保しつつもごみ減量に取り組めるような事例やメリット等を発信するなど、事業者向けの啓発にあたっては工夫されたい。

**論点② プラスチックごみの減量****(1) 現状と課題**

プラスチックごみの減量については、諮問事項①においてリサイクルの観点から審議を行ったが、環境負荷や市民負担の軽減を図るためには、ごみを発生

させない取り組みがより重要となる。

本市のごみに関しては、不燃ごみに占めるプラスチック容器類の割合は年々大きくなっている。こうしたプラスチック容器類の全てがリサイクルできるわけではなく、一定の割合で処理残渣物が発生するため、埋立ごみとなってしまいう残渣物を減らすためには、分別精度や処理効率の向上とともに、発生抑制が不可欠となる。

レジ袋の削減については、日本チェーンストア協会のデータによると全国の辞退率の平均は約 50%であるが、市内スーパー 2 店舗への聞き取り調査では辞退率は約 30%となっており、市民の自発的な減量行動に向けてはさらなる啓発の余地があることがわかる。

このように、ごみ減量と埋立ごみの削減、さらには環境保全のため、市民一人ひとりによるプラスチックごみの減量と分別の徹底に向けた取り組みが必要となっている。

## (2) 今後の取り組み

市から説明があった今後の取り組み案と審議会の意見は次のとおり。

### 【市の今後の取り組み案】

- ①環境負荷の少ない行動・ライフスタイルの啓発
- ②レジ袋削減や簡易包装の推進、マイボトル・マイバッグの利用推進、環境負荷の少ない商品の選択、海・川などレジャーごみの持ち帰り推進、イベントでのリユース食器利用など、「使わない」「できるだけ使わない」「繰り返し使う」といったごみ減量行動の啓発

### 【審議会の意見】

今後のプラスチックごみの減量啓発では、情報の発信とともに、個々のライフスタイルを見直すきっかけづくりも重要である。

不燃ごみはライフスタイルにより 1 人当たりの排出量が異なり、特にプラスチック容器包装類では減量行動の有無により大きな差が生じる。

また、不燃ごみの有料化は、排出量に応じて処理費用を負担する仕組みであるため、ごみ減量だけではなく、公平な受益者負担の実現に資する取り組みでもある。

さらには、埋立ごみの削減、最終処分場の延命の観点からも、不燃ごみの有料化は、市民一人ひとりが責任と自覚をもってごみを排出することにつながり、ごみ減量に効果があるものとする。

レジ袋の削減については、全国の自治体の約 23%で何らかの有料化施策



を実施している。しかし、有料化は消費者の負担が増す仕組みでもあり、特定の小売店だけで取り組みを進めることが難しい。

レジ袋の有料化を実施している自治体では、市民の理解と協力のもとで各小売店が足並みを揃えて有料化が進められるよう、市民・事業者・行政の3者による協議の場を設置している例が多い。本市においても、こうした協議の場を設置し、レジ袋削減に向けた段階的な取り組みを進める必要がある。

また、イベント等でのリユース食器の使用は、発生するごみの減量だけではなく、啓発効果も大きいいため、今後も継続することが望ましい。

### 論点③ リユース活動の活性化と支援

#### (1) 現状と課題

リユースは、「もの」を長く・何度も使用することにより使用期間を延ばし、ごみを削減するだけでなく、資源消費量の削減や、製造・輸送の際のエネルギー消費量を削減するなど、リデュースと並び循環型社会形成に向けた重要な取り組みと位置付けられている。

他方、環境省の調査結果によると、過去1年間のリユース品購入経験者は約3割であり、リユースの推進の余地はまだあるものと考えられる。

また、いらなくなった物、使わなくなった物（退蔵品）が長期間自宅保管され、「もの」としての価値を失い、最終的にごみになってしまう傾向がある。「もの」としての魅力が低下し、寿命を迎えるまでに、いかにして退蔵品をリユース品として流通させるかが課題となっている。

#### (2) 今後の取り組み

市から説明があった今後の取り組み案と審議会の意見は次のとおり。

##### 【市の今後の取り組み案】

- ①常設リユーススペース、リユースイベントなど既存施策の活性化と充実
- ②フリーマーケットやリユース・リペア情報の発信など、市民が自主的に取り組むリユース活動への支援

##### 【審議会の意見】

リユースやリサイクルの要素を教育の中に盛り込むことは、啓発としては取り組みやすく効果も大きい。また、「おもちゃ交換会」のように、啓発の対象となる人を絞り込み、その人の関心に合わせてリユースの対象と

なる「もの」を選定することで効果的な事業実施が期待できる。

さらには、リユースの取り組みは、人と人との間に「もの」が介在することで、新たな人と人との繋がりが生まれ、コミュニティが形成されるといった効果もある。

#### 論点④ 事業系ごみの実態把握と減量

##### (1) 現状と課題

本市の事業系可燃ごみの割合は約16%となっているが、近隣市や京都府内の自治体と比較すると事業系ごみの割合が極端に少なく、統計上の数値が実態に即したものであるかについて検証が必要となっている。

その主な要因としては、本市では可燃ごみ収集時に事業系ごみと生活系ごみを混載して収集していることにある。混載では、ごみ収集における社会的コストの低減が可能であるが、その一方で事業系ごみの排出量や組成などの実態把握ができないため、事業系可燃ごみの適正排出指導やごみ減量施策の推進を妨げる原因にもなっている。

事業系ごみの内容物の把握に関しては、本市を除く京都府下14市のうち半数の自治体で施設搬入時に事業系ごみの展開検査を実施しており、また、全国的には事業系ごみを対象にした組成調査を約14%の自治体で実施するなど、多くの自治体が事業系ごみの実態把握と、排出実態に応じた適正排出指導・減量啓発に努めている。

##### (2) 今後の取り組み

市から説明があった今後の取り組み案と審議会の意見は次のとおり。

###### 【市の今後の取り組み案】

- ①事業系ごみの減量・資源化啓発、実態把握
- ②施設搬入時の展開検査、指導など
- ③焼却処理施設への紙ごみの搬入規制。資源化ルートの確保
- ④直接搬入に対する搬入許可証、搬入予約制の導入検討。多量排出事業者に対する減量計画策定の義務付け

###### 【審議会の意見】

生活ごみの減量と同様に、事業活動から発生するごみ減量・分別についてもさらなる啓発と指導が必要である。

しかしながら、本市においては、事業系ごみ量の把握が十分ではなく、

統計上の数値と実態とが大きく乖離している可能性が高い。事業系ごみの適正排出指導・減量啓発にあたっては、収集業者においては事業系ごみ量の把握と排出事業者に関する資料提出、市においては展開検査等を実施し、早急に事業系ごみの実態を把握し、市の実情に応じたごみ減量施策を検討しなければならない。

また、事業系ごみを家庭ごみと偽り、地域の可燃ごみ集積所に排出されている可能性もあることから、調査の上その対策に取り組む必要がある。

搬入許可制度や搬入予約制度の導入については、効率的な方法を検討するとともに、搬入抑制策が不法投棄や散乱ごみの増加を招くことがないよう留意しなければならない。

事業系ごみの適正排出に向けては、新規開業者がごみの正しい出し方を知らないことがあり、また、既存事業者がごみの排出方法を正しく理解していないこともある。さらには、ごみの分別や減量はごみ処理経費の節減につながる側面もあるが、事業者にはその認識に乏しい場合もある。

こうした点を踏まえ、事業者に向けて「正しいごみの分け方、出し方」に関するパンフレットを作成し、啓発を図る必要がある。なお、啓発にあたっては、既存の行政データや資料を活用し、効率的な啓発方法を検討する必要がある。

## 論点⑤ 紙ごみの減量と資源化

紙ごみの減量については、紙ごみの分別・リサイクルの推進が主な論点となるため、諮問事項の「リデュース・リユースの推進」に該当しない側面もあるが、本市における廃棄物量に占める紙ごみの割合の大きさ、リサイクル施策における重要性を鑑み、本項において審議することとした。

### (1) 現状と課題

本市での紙ごみ回収量は、平成18年度と比較し約半分の回収量となっており、市の資源化率低下の大きな要因となっている。一方で、可燃ごみの組成に占める紙の割合は年々低下しており、市民や事業所におけるペーパーレス化や分別は着実に進んでいると考えられる。

しかしながら、可燃ごみの組成調査結果を見ると、紙類が約35%を占めており、他市のごみ組成と比較すると、リサイクルできる紙の割合が高く、さらなる分別・リサイクルの余地は残っている。

特に、事業系の紙ごみについては、他市では可燃ごみとしての搬入を禁止している事例もあり、本市においても事業系紙ごみの分別・リサイクルに向け、

段階的に取り組みを強化する必要がある。

こうした取り組み強化に向けては、古紙回収事業者や再生紙メーカーでの取り扱いが少ないシュレッダー古紙や、焼却処理されることが多いプライベート・秘匿文書などの資源化ルートの確保が課題となっている。

## (2) 今後の取り組み

市から説明があった今後の取り組み案と審議会の意見は次のとおり。

### 【市の今後の取り組み案】

- ①紙ごみ減量とペーパーレス化、分別徹底の啓発
- ②排出機会の確保、シュレッダー古紙や秘匿文書等の資源化ルートの確保
- ③事業系紙ごみの搬入抑制

### 【審議会の意見】

雑紙を分別すればリサイクル可能であることや、シュレッダーダストが資源化困難であることについて、市民や事業者に十分浸透しておらず、さらなる啓発が必要である。

事業系紙ごみの搬入抑制に向けては、事業者に対する搬入時の分別指導を実施すべきである。しかし、その推進に向けては、秘匿性の高い文書や個人情報記載された紙をリサイクルできるルートの確保が不可欠となる。

こうした取り組みを進めるため、市では市内外の古紙回収業者や再生紙メーカーと連携し、紙の溶解処理やシュレッダーダストのリサイクルなど、資源化ルートの充実・確保を図る必要がある。

なお、ごみの発生抑制の観点からは、紙の分別・リサイクル以上に紙を使わないこと（ペーパーレス）が重要となる。市においては、本審議会をはじめ、各種会議の運営において可能な範囲でペーパーレス化、デジタル化を進め、効率性の高い業務運営に努められたい。

## 論点⑥ 公平な受益者負担の実現

### (1) 現状と課題

本市では、公平な受益者負担の実現とごみの減量の啓発・推進を図るため、平成17年に可燃ごみの有料化を実施し、可燃ごみについては約2割の減量を達成した。一方、不燃ごみに関しては、隣接するすべての自治体が有料化を実施している中、本市では、収集と施設への直接搬入のいずれにおいてもごみ処理

手数料を無料としている。

このため、舞鶴市民を装った市外からの持ち込み（越境ごみ）と疑われる事案、事業者がより安価な方法で産業廃棄物を処理しようと生活ごみと偽りリサイクルプラザに持ち込む事案、さらには、不燃ごみや産業廃棄物を可燃ごみに偽装し清掃事務所に持ち込む事案が相次いでいる。

越境ごみについては、本来は居住する自治体のルールに則り適正に処理されるべきものであり、居住自治体におけるごみ減量施策と舞鶴市民の減量努力を阻害するものとなっている。

また、産業廃棄物の持ち込みについても、本来は事業者の負担により適正処理されるべきであるため、舞鶴市民の利益を損ねることになっている。

## （2）今後の取り組み

市から説明があった今後の取り組み案と審議会の意見は次のとおり。

### 【市の今後の取り組み案】

- ①越境ごみやただ乗りなど不適正排出に対する取り組み
- ②他市の取り組みを参考にしたごみの受入れ体制の早急な見直し
  - （1）施設搬入時の展開検査、指導など（再掲）
  - （2）事業系ごみの適正処理啓発
  - （3）有料化施策・手数料制度の見直し
  - （4）直接搬入に対する搬入許可証、搬入予約制の導入検討。（一部再掲）

### 【審議会の意見】

ごみ減量に向けては、市民の日常生活や事業活動の見直しに向けて様々な働きかけが重要であり、市においては、ごみ減量啓発や減量施策を積極的に取り組む必要がある。

その一方で、ごみの排出量は個々の生活様式やごみ減量意識によって大きく異なり、多くのごみを出す人には多くの負担を求めるという公平な受益者負担の実現に向けた施策の果たす役割も大きい。

こうした中、多くの市民がごみ減量に取り組み、適正に分別・排出しているにもかかわらず、市外からの越境ごみや産業廃棄物の不適正搬入などの、いわゆる「ただ乗り」が、本市の適正処理と減量努力、さらには公平な受益者負担の実現を阻害している実情は看過できないため、市においてはその改善に向け、搬入物検査や展開検査などの対策に早急に着手する必要がある。

また、その取り組みと平行し、他市の事例を参考にしながら、搬入許可制による廃棄物排出状況や性状の確認、直接搬入の有料化、さらには、公平な受益者負担の実現に向けた不燃ごみの有料化施策について研究する必要がある。

有料化の検討にあたっては、市民によって金銭的な負担感が異なるため、一人ひとりが同じ気持ちでゴミ減量に取り組むことができるよう配慮を要する。単に市民負担が増えるようなことにならないよう留意し、新たに発生する収入については、収集回数を増やすことや排出困難者への支援など、ゴミに関するサービスの向上についても併せて検討されたい。

また、こうした公平な受益者負担の実現に向けては、ゴミの種別ごとの処理費用を明らかにするとともに、本市のゴミをめぐる現状について積極的に市民に情報発信しなければならない。

### 3. ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応について

#### 3-1 現状と課題

経済活動の成熟とサービスの高度化に伴う就業形態の多様化、また、共働き世帯の増加、核家族化や単身世帯の増加など、市民のライフスタイルは年々変化している。

本市の高齢化の状況については、平成8年には高齢化率は19%であったが、平成18年には23.8%、平成28年には30.3%となっており、本市の高齢化は急速に進んでいる。

一方、市民の価値観も多様化しており、自治会への加入率が年々低下しているほか、新たに開発された住宅地においては自治会が組織されない事例もあるなど、本市のコミュニティ活動の核となっている自治会の活動を今のかたちで維持・継続することが難しくなりつつある。

このように、高齢化が進展し、市民のライフスタイルや価値観、コミュニティのかたちに変化する中、市では、廃棄物施策の今後のあり方を検討するため、平成27年度から2年にわたり、京都府立大学と連携して、廃棄物の収集と地域コミュニティの課題に関する調査・研究を行った。

その報告では、本市の廃棄物の収集と地域コミュニティの課題について、①高齢者への配慮、②立ち番の負担感、③リサイクルプラザへの直接搬入、④自治会非加入者、以上4点について課題整理している。

特に、高齢者への配慮に関しては、高齢者等の排出困難者への支援策の必要性に加え、10年後の高齢化の状況を考慮すると現在の立ち番制度を維持することが難しくなることが予想されるため、将来的には立ち番制度を廃止することとし、立ち番が無くても分別が維持できる地域づくりの必要性について提言している。

#### 3-2 基本方針

本審議会では、諮問事項③ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応について、京都府立大学による研究結果を踏まえ、あらためて課題整理を行い、4つの論点から基本方針と今後の取り組みについて審議したので、次のとおり答申する。

ライフスタイルの多様化や少子高齢化など地域社会を取り巻く状況が変化する中で、市民が等しくごみ分別・ごみ排出に取り組むことができるよう、次の施策を実施する必要がある。

- ①立ち番の負担軽減と適正な分別・排出が維持できる地域づくり
- ②高齢者や障害者などの排出困難者を対象とした戸別収集の実施
- ③地域の集積所での排出を補完する拠点回収の充実と、ペットボトルとプラスチック容器包装類の収集回数拡充
- ④「ごみ」や「環境」への取り組みを通じた地域コミュニティの維持・活性化

### 3-3 今後の取り組み

本審議会が審議した4つの論点について、以下、個別に記載する。



**論点① 立ち番と集積所の管理について****(1) 現状と課題**

不燃ごみ集積所の立ち番は、平成6年1月に「舞鶴市ごみ減量対策懇話会」(現在は廃止)がとりまとめた『舞鶴市のごみ減量を図るための提言』に基づき配置されることになったもので、その中で、不燃ごみ6種9分別収集の実施にあたり「当番制などによる指導員を選出し、集積所の管理の適正化を図る」こととしている。

しかし、近年では、高齢化や核家族化の進展、就業時間の多様化、共働き世帯の増加など、市民のライフスタイルは変化し、平日の早朝という時間的な問題や体力的な問題で立ち番への参画が難しいと考える世帯が増加しており、アンケート調査の結果を見ても約6割の市民が立ち番を負担に感じると回答している。

こうした状況は、京都府立大学の研究報告においても分析されており、立ち番の継続に関する回答項目で「今のまま続けるのは難しい」と回答した市民を地域ごとに分類したところ、継続が難しいと回答した人の割合が多い地域と、10年後の後期高齢化率は相関関係にあり、アンケート調査の結果は将来の高齢化の実態を踏まえた内容になっていると結論付けられている。

他自治体の事例では、自治会の不燃ごみ集積所に立ち番を配置することは必ずしも一般的ではなく、不燃ごみを種別ごとに曜日を代えて収集している自治体や、可燃ごみと不燃ごみ・資源ごみを同じ集積所で収集している自治体では、一般的に立ち番は配置されていない。また、立ち番を採用していた他自治体でも、自治会活動の負担軽減や市民からの要望により立ち番を廃止している事例もある。

自治会においては、不燃ごみ集積所の管理のほか、可燃ごみ集積所の維持管理や環境美化活動を実施しており、人口減と高齢化が進み地域の担い手が減少する中で、いかにして地域負担を軽減するかが課題となっている。

**(2) 今後の取り組み**

市から説明があった今後の取り組み案と審議会の意見は次のとおり。

**【市の今後の取り組み案】**

- ①不燃ごみ集積所の管理ルールの整備と、地域の実情に応じた立ち番の任意化
- ②地域でのごみ減量・分別に関する学習機会(出前講座等)の提供

## 【審議会の意見】

不燃ごみの立ち番は、不燃ごみ集積所の秩序維持にとどまらず、ごみの分別とリサイクルの学習、地域人材の育成機会として、さらには、高齢者等への支援など、本市のごみ分別と地域づくりに大きな役割を果たしてきた。

現在も、各自治会では、ごみ出し時間の短縮や立ち番等の労務の交代・免除など、様々な配慮や工夫を行い集積所の管理を行っている。

その一方で、立ち番をしたくても事情によりできない事例や、立ち番をしたくないため自治会に入らないといった事例、高齢化の進む自治会で立ち番の体力的な負担を考慮し、冬季には自治会単位での不燃ごみ収集を中止している事例など、立ち番の負担が市民の円滑なごみ排出や自治会運営を阻害する要因の一つにもなっている。

このような中、あらためて本市の集積所の状況を見ると、不燃ごみの分別ルールは一定程度定着し、集積所での分別指導の必要性は低くなっているものと思われる。また、不法投棄や不適正排出の懸念も地域により程度が異なっている。

こうした現状を鑑みると、立ち番を一律に実施するのではなく、地域事情や必要性を考慮して実施することが望ましいと考える。また、各地域の住民と行政が交流し、課題や各地域の工夫を共有する機会を継続的に確保することも、市の課題を踏まえた各地域の工夫を促す上で必要だと考える。

なお、立ち番の任意化に向けては、不燃ごみの分別区分の見直し後、適切なタイミングを見定め、円滑に移行されたい。

## 論点② 排出困難者への対応～戸別収集について～

排出困難者については、高齢や障害などにより家庭からごみを排出できないケースと、個々のライフスタイルや様々な事情により日々のごみ出しで行政回収を利用することができないケースとがあるが、本項においては、主に前者について検討することとし、後者への対応については、後述する排出機会の確保の項において検討する。

## (1) 現状と課題

平成 12 年に介護保険法が施行され、それまでは主に家庭で対応してきた高齢者の介護を、国の制度に基づき行政が支援することとなった。

本市での介護保険の運用状況を見ると、平成 28 年度には 4,868 名が要介護認定を受けており、高齢化が進展する中、今後はさらに増加することが見込まれ

る。

また、障害福祉サービスに目を向けると、平成 18 年に障害者自立支援法が施行され、平成 28 年度には 115 名がホームヘルプサービスを利用している。

このような状況において、それまでは家庭や地域の協力を得てごみ分別・ごみ排出ができていたものについても、世帯の高齢化や単身化に伴い、ホームヘルプサービスの支援を受けて実施されることとなり、その人数は年々増加しているものと推測される。

しかし、ホームヘルプサービスにおいてごみ分別とごみ排出を円滑に実施できる場合ばかりではなく、家事支援時間帯とごみ出しの曜日・時間が合わないこともあり、分別されたごみを自宅から出せない「排出困難者」への対応が課題となっている。

こうした中、平成 27 年の国立環境研究所の調査によると、戸別収集や地域住民による支援など、約 2 割の自治体で排出困難者への支援を行っている。

本市においては、行政による排出困難者支援施策が無い中、平成 26 年に実施した自治会長へのアンケートの調査によると、約 1 割の自治会で自主的な取り組みとしてごみ分別や排出の支援を行っているとの結果であった。

今後の排出困難者支援施策を検討するにあたり、地域力の低下や高齢化が課題となっている中で、こうしたコミュニティ支援型の仕組みを市内全域で実施することは難しいと考えられ、現状の自助・共助の仕組みを損なわない形で、どういった支援が可能であるかが課題となっている。

## (2) 今後の取り組み

市から説明があった今後の取り組み案と審議会の意見は次のとおり。

### 【市の今後の取り組み案】

- ①民間事業者（一般廃棄物収集運搬業許可業者）による戸別収集サービス（有料）の活用

### 【審議会の意見】

市民のライフスタイルや価値観、コミュニティのかたちに変化する中、これまでは家族の協力と近隣住民による助け合いで成り立ってきたものについても、公共や民間の各種有償サービスを利用することになり、その結果、家族力・地域力の低下を招いている側面がある。

こうした中、排出困難者対策として実施する戸別収集が、家族力・地域力の低下を招くことにならないよう、事業の具体化に向けては、本審議会

や福祉関連部局、関連事業者等とのコミュニケーションに努められ、十分な配慮と工夫を図られたい。

なお経済的に困難な排出困難者に対する配慮も必要であり、福祉関連部局とも連携した上で、適切に対応されたい。

また、病気やけがなど、福祉施策での基準に該当しないようなケースについてもサービスを利用できる仕組みづくりも必要である。

### 論点③ 排出機会の確保～拠点回収や収集回数の拡充について～

#### (1) 現状と課題

本市での生活ごみの排出は、主に自治会等が管理するごみ集積所により排出することを基本としているが、仕事の都合などで朝のごみ出し時間に出せないケース、自治会に加入していないため最寄りのごみ集積所を利用できないケース、さらには、排出したごみから生活実態を推測されるなどのプライバシーに対する懸念などから、地域の集積所を利用できない・しないケースがある。

また、本市では不燃ごみの収集回数が月1回であるため、家庭での保管スペースが十分に確保できないケースもある。特に、プラスチック容器類については、家庭から排出される量がこの20年で約1.5倍になっており、各家庭だけではなく、地域の集積所においてもスペースの確保が課題となっている。

こうした事情もあり、清掃事務所やリサイクルプラザでは直接搬入の利用者が年々増加しており、施設では、交通渋滞に伴う施設周辺的生活環境の悪化や、施設内での安全確保に課題が生じている。

さらには、今後、ペットボトルの単独分別収集や、プラスチック製包装類の新たな分別収集・資源化が開始される際には、現在の収集回数のままでは家庭での資源ごみ保管スペースがさらに必要となり、長期の保管による衛生上の問題も懸念される。同様に、地域の不燃ごみ集積所に収まらない可能性も懸念される。

一般に、プラスチック容器類や包装類については、家庭からの排出量が多いため、本市を除く京都府下14市のうち12市では月2回以上の収集を実施しており、本市における収集回数が十分であるか検討が必要である。

また、本市では、紙おむつを利用している市民への支援施策として、「紙おむつ専用袋」を無料で提供しているが、この施策についても乳幼児や高齢者などを抱える世帯への支援措置であるにもかかわらず配布場所が限定されており、支援措置としての利便性に欠ける側面がある。

このように様々な事情により集積所が利用できないケースや、家庭でのごみの保管と衛生確保などの問題を踏まえ、市民が等しくごみ減量とリサイクルに

取り組めるよう排出機会のさらなる充実が課題となっている。

## (2) 今後の取り組み

市から説明があった今後の取り組み案と審議会の意見は次のとおり。

### 【市の今後の取り組み案】

#### ①排出拠点の充実

- 1) 小売店での店頭回収の拡充
- 2) 拠点型の集団回収（古紙等）
- 3) 公共施設での拠点回収の拡充
- 4) 紙おむつ専用袋の配布拠点の拡充

#### ②収集回数の拡充

- 1) ペットボトル・プラスチック容器包装類の月 2 回収集（実施時期未定）
- 2) 排出困難者への当面の措置として、可燃ごみとして排出されたプラスチック製包装類の「取り残し」の猶予
- 3) 集積所への対応として、不燃ごみ集積所の移転・増設、ペットボトル・プラスチック容器包装類専用の集積所増設

### 【審議会の意見】

拠点回収については、小売店等に対しても、レジ袋の削減の取り組みと並行し、ペットボトルやプラスチック容器包装の自主的な回収をさらに充実するよう働きかけを行う必要がある。

また、プラスチック製包装類の新たな分別収集・資源化を実施すると、市の想定では、4人世帯で1ヵ月に4袋程度のプラスチック容器包装類が排出されるとのことであるが、各家庭では他にもペットボトルや缶、びん等の不燃ごみを保管しなければならず、今後は、今以上にごみを保管するスペースが必要となる。

他の自治体では、ペットボトルやプラスチック容器包装類の収集を複数回実施しており、特に排出量の多いプラスチック容器包装類については、月4回実施している事例も多い。

さらには、本市の収集回数の少なさは、市民の利便を損ねるだけでなく、本市における資源化率低下の要因の一つになっている可能性もある。

こうしたことから、市が提案する月2回収集は最低限の回数とし、本市

においても他市の事例を参考に月4回収集など収集回数の拡充について検討を進められたい。なお、収集運搬回数の拡充に必要な経費については、現在の作業内容の整理・見直しを徹底し、収集運搬効率の向上を図ることにより、低減するよう努められたい。

一方、受益者負担の観点からは、不燃ごみの有料化を検討すべき時期にあるものと考えられる。今後は、収集回数の拡充など、ごみ排出の利便向上と合わせて、不燃ごみの有料化についても検討を進める必要がある。

ごみ集積所に関しては、他市では、可燃ごみと不燃ごみ・資源ごみを同じ集積所で収集している事例があり、「論点①不燃ごみ集積所の立ち番の負担軽減について」とも関連するが、自宅からより近い場所に出すことができれば、高齢者や障害者等の排出困難者にとっても、また、子育て中の世帯などの排出するごみ量が多い家庭においても負担軽減となるため、本市における導入について検討を進められたい。

#### 論点④ 地域コミュニティの維持・活性化について

##### (1) 現状と課題

本市の地域コミュニティでは、自治会の果たす役割は大きく、環境や福祉、防災など、様々な役割や活動を担っている。

しかし、ライフスタイルの変化や高齢化に伴い、地域活動の担い手は徐々に減少しており、自治会によってはこれまでの活動を現状のまま維持することが難しくなりつつある。

こうした中、自治会や行政のいずれにおいても、事業の必要性や優先度を考慮し、限られた財源と人員の中で効率的かつ効果的な事業手法への転換が課題となっている。

また、市民が新たに地域コミュニティの活動に参画し、さらには、「ごみ」や「環境」といった活動に取り組むきっかけづくりも重要となっている。

##### (2) 今後の取り組み

市から説明があった今後の取り組み案と審議会の意見は次のとおり。

###### 【市の今後の取り組み案】

- ①自治会活動への支援
- ②自治会への情報提供・情報共有・意見交換
- ③集団回収やリユース活動への支援
- ④地域コミュニティのさらなる活性化に向けた各種施策や連携

**【審議会の意見】**

効率的な自治会運営を行うためには、個々の自治会で取り組む様々な工夫や、アウトソーシングなど、効率化の手法を自治会間で共有することや、地域課題や行政の施策を市民と行政とが情報共有・情報交換できる機会が重要となる。

また、リユース活動や集団回収、環境美化活動など、「ごみ」や「環境」をテーマに、新たなコミュニティ活動を形成する仕掛けや仕組みについても考えなければならない。

特に、近年では、職場や個人的な関係に重きを置き、住んでいる地域との繋がりを重視していない人も増えている。コミュニティの役割を考える際には、地縁型コミュニティだけではなく、こうしたテーマ型のコミュニティを重視する人たちにどのような働きかけをするかについても考える必要がある。

「ごみ」や「環境」に関する問題は、老若男女、障害のある人、地域の繋がりを大切にしたいと思っている人も、そうでない人も、すべての人に共通する問題である。こうした中、「ごみ」や「環境」の取り組みを活用し、地域づくりのツールとして、様々なコミュニティとの連携が一層重要になっている。

#### 4. 今後の取り組みを進める上で留意すべき事項

##### (1) 容器包装リサイクルに関する新たな取り組みに向けて

市では、平成 30 年 8 月から『不燃ごみ 7 種 9 分別収集モデル事業』に着手し、排出状況、収集方法、処理方法について検証している。

このモデル事業は、平成 29 年 8 月の「容器包装リサイクルに関する取り組み」に係る中間答申に基づき実施されるもので、「ペットボトルの単独分別収集」「プラスチック製包装類の新たな分別収集・資源化」に、「食用びん類の分別簡素化」を加え、これまでの不燃ごみの分別区分を『7 種 9 分別』に変更し、市内 28 自治会において実施されているものである。

さらに、市の計画では、平成 31 年度中には、このモデル実施での検証結果を踏まえて、市内全域で『不燃ごみ 7 種 9 分別収集』を実施することである。

市においては、モデル事業の実施にあたり、課題や問題点の洗い出しをしっかりと行い、必要に応じて修正を加えることにより、よりよい分別収集・処理体制の構築に努められたい。

また、市民への情報発信・周知をしっかりと行い、新たな分別区分への円滑な移行を図られたい。

##### (2) 啓発活動について

啓発活動では、環境啓発事業に参加する楽しみやメリットがあると参加しやすく、継続しやすいため、事業検討にあたっては、効率的・効果的な事業実施や、副次的な事業効果を考慮し実施されたい。

また、ごみ減量や分別への理解は、新しい価値観を持つ市民が増えることで定着する側面があるため、将来、本市の環境を担うことになる子ども達に対して、どのように考えるきっかけを作るのか、また、どのように伝えていくのかといった仕掛けづくりを検討しなければならない。

##### (3) 市民と事業者との連携について

事業者がごみ減量や環境面での取り組みを行うことで、「この店（事業所）は環境に良い取り組みをしているから利用（応援）しよう」といった市民の気運が高まることを期待したい。

##### (4) 本審議会との連携について

本審議会での議論をさらに実効的なものにするため、本審議会に対して、事業の検討状況や実施状況を報告するとともに、必要に応じて協議を行うなど、本審議会との連携を密にして事業進捗を図られたい。



おわりに

本審議会では、市長から諮問を受けた「容器包装リサイクルに関する取り組み」「リデュース、リユースの推進」「ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応」の3項目の諮問について審議し、基本方針と今後の取り組みについてとりまとめたので、以上のとおり答申する。

いずれの事項も、本市のごみ減量・資源化、適正処理の推進に欠かせない重要なテーマであるが、こうした課題への対応を実効的かつ効果的なものにするためには、市民や事業者の理解と主体的な取り組みが不可欠となる。

市においては、本答申の趣旨や内容を十分に尊重し、さらなるごみ減量・資源化と、循環型社会の形成に向けて積極的に事業を推進することを期待する。

<参考資料>

1. 諮問書
2. 審議会名簿
3. 審議会議事経過

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会

会長 山 川 肇 様

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則第3条に基づき次のとおり諮問します。

#### 循環型社会の形成に向けた新たな取り組みについて

- 1 容器包装リサイクルに関する取り組みについて
- 2 リデュース、リユースの推進について
- 3 ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応について

以上

(趣旨)

舞鶴市では、かねてより不燃ごみの分別収集や可燃ごみの有料化など、ごみの減量化や資源化、適正処理を推進してまいりました。

しかしながら、不燃ごみの6種9分別回収の開始から18年、可燃ごみの有料化から11年が経過する間に、容器包装リサイクル法などリサイクル関連法の改正が重ねられるとともに、ライフスタイルの多様化、少子高齢化、核家族化など社会を取り巻く状況が変化してきました。

そうした中、本市のごみの現状といたしましては、一人当たりのごみ排出量について、可燃ごみの有料化後にはごみの減量意識が働き、排出量が大きく減少してきましたが、近年は横ばい傾向にあります。

また、古紙や不燃ごみの資源化率につきましては、平成18年度をピークに低下を続けており、全国平均、京都府平均を下回っております。

つきましては、本市における循環型社会の形成を推進するため、前述した3つのテーマにおける新たな取り組みについて御審議いただきたく諮問するものです。

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

	氏名	所属名等
副会長	アオヤマコウソウ 青山公三	京都府立大学 名誉教授 京都政策研究センター長
	アダチノリヒト 足立徳仁	公益社団法人舞鶴青年会議所 理事長 ※就任時
	ウツミシノブ 内海志伸	舞鶴市老人クラブ連合会 会長
	オノエリョウスケ 尾上亮介	まいづる環境市民会議 会長
	キタニエミ 木谷絵美	倉梯・倉二・与保呂地域包括支援センター
副会長	シナダマサアキ 品田正明	舞鶴自治連・区長連協議会 副会長 ※就任時
	タナカチマ 田中ちま	市民
	タニグチエイコ 谷口英子	NPO法人まちづくりサポートクラブ 副代表理事
	ニシヤマタカシゲ 西山隆成	舞鶴商工会議所 常務理事・事務局長
	フジハラタカコ 藤原貴子	舞鶴YMCA国際福祉専門学校 教務部長
	モリシノブ 森志乃ぶ	市民
会長	ヤマカワハジメ 山川肇	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授

(敬称略、五十音順)

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会 議事経過

平成 28 年度	10月5日(水)	第1回	◆委嘱、会長・副会長の選出 ◆《説明》 ①一般廃棄物(ごみ)処理状況について ②一般廃棄物(ごみ)排出量・処理量等の推移について ③一般廃棄物(ごみ)処理基本計画について「概要」
	1月11日(水)	第2回	◆施設見学
	2月23日(水)	第3回	◆《説明》 ①舞鶴市のごみ収集やごみステーションに関する市民意識調査の結果について ②自治会長を対象とした「ごみ収集に係るアンケート結果」について ③ごみ収集に係る他市の取り組み事例について
平成 29 年度	4月25日(火)	第4回 諮問	◆《諮問》 循環型社会の形成に向けた新たな取り組みについて ◆《協議1》 容器包装リサイクルに関する取り組みについて
	7月25日(火)	第5回	◆《協議1》中間答申(案) 容器包装リサイクルに関する取り組みについて ◆《協議2》その他 ①今後取り組むべき課題 海ごみとプラスチック問題、食品ロス ②舞鶴市の取り組み
	8月31日(木)	中間答申	◆中間答申
	11月24日(金)	第6回	◆《協議2》リデュース・リユースの推進について ①食品ごみ、②プラスチックごみ、③リユース
	1月26日(金)	第7回	◆《協議2》リデュース・リユースの推進について ④事業ごみ、⑤紙ごみ、⑥公平な受益者負担の実現
	3月27日(火)	第8回	◆リデュース・リユースの推進についての総括 ◆《協議3》 ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応について①
	5月28日(月)	第9回	◆《協議3》 ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応について②
平成 30 年度	8月21日(火)	第10回	◆答申(案)の審議
	10月2日(火)	第11回 答申	◆答申(案)の審議 ◆答申

# 一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しについて

## 【中間答申】

令和元年 11 月 26 日

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会

## 目次

はじめに .....	1
1. 舞鶴市の一般廃棄物処理施策の概要、ごみの現状について .....	2
2. 審議事項の概要 .....	4
3. 中間答申 .....	5
4. 一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しと新たな施策について .....	9
(1) ごみ処理に関する市民サービスの充実 .....	10
(2) 適正なごみ処理体制の維持 .....	12
(3) 一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し .....	14
(4) その他のごみ減量施策、適正排出に向けて .....	19
おわりに .....	21

## はじめに

舞鶴市では、平成 28 年 4 月に舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定され、3 R（ごみの発生抑制、ものの再使用、資源化）の推進と、適正な廃棄物処理施設の整備・維持管理に努められているところである。

一方で、計画策定以降、廃棄物をめぐる情勢の変化は著しく、とりわけ、食品ロスや海洋プラスチック問題については、去る 5 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布され、また、同月政府においては「プラスチック資源循環戦略」を策定。さらに 6 月には、G20 サミットにおいて、海洋ごみに関する合意がとりまとめられるなど、国内外において廃棄物に係る新たな方向性が次々と示されている。

こうした中、平成 31 年 3 月 25 日に開催した舞鶴市廃棄物減量等推進審議会において、舞鶴市長から「舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し」「一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し」について諮問を受け、諮問事項のうち、「一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し」（以下、「ごみ処理手数料」という。）については、基本計画の中間見直しを検討する上で重要な事項であることから、市の要請により先行して審議することとした。

本審議会では、廃棄物に係る昨今の動向、舞鶴市における廃棄物の状況や地域特性に留意しながら、多様な立場から審議し意見の取りまとめを行ったので、ここに中間答申するものである。

令和元年 11 月 26 日  
舞鶴市廃棄物減量等推進審議会  
会長 山 川 肇

## 1. 舞鶴市の一般廃棄物処理施策の概要、ごみの現状について

環境省の一般廃棄物実態調査（平成 29 年度）によると、舞鶴市の 1 人 1 日あたりごみ排出量は 929 g となっており、ここ数年はゆるやかな減少傾向にあるものの、京都府平均の 843 g、全国平均の 920 g と比較すると本市の排出量は多く、ごみ減量、発生抑制の余地は大きいものと考えられる。

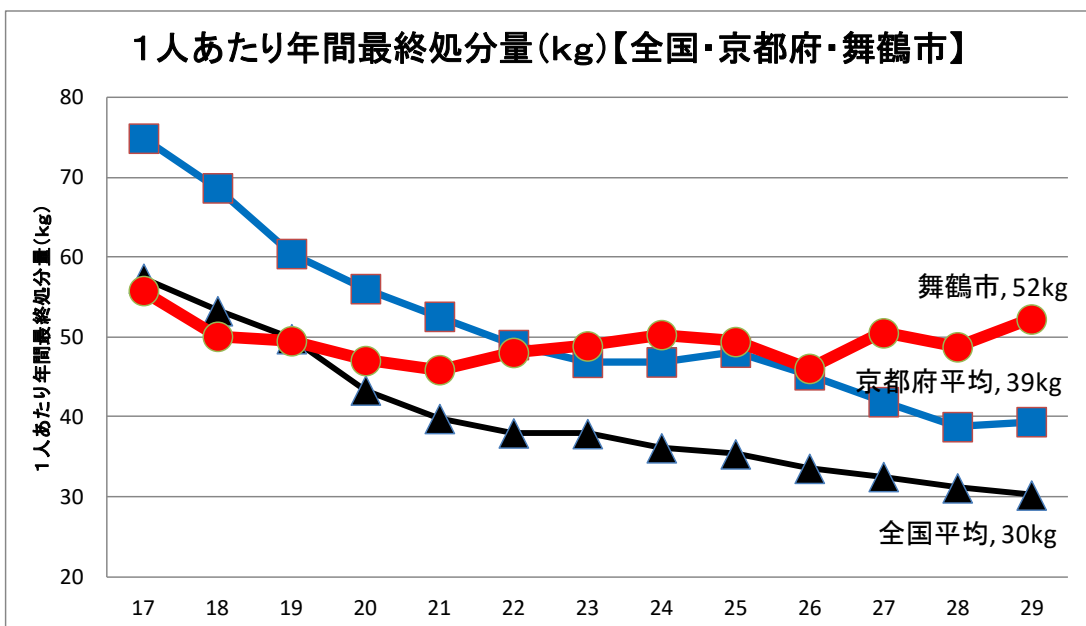
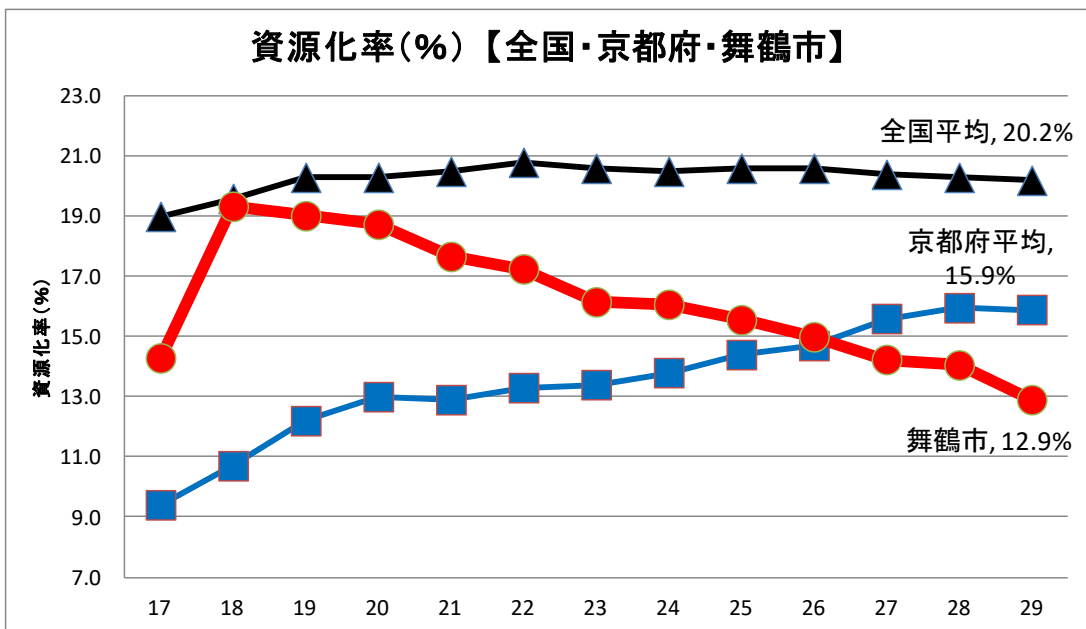
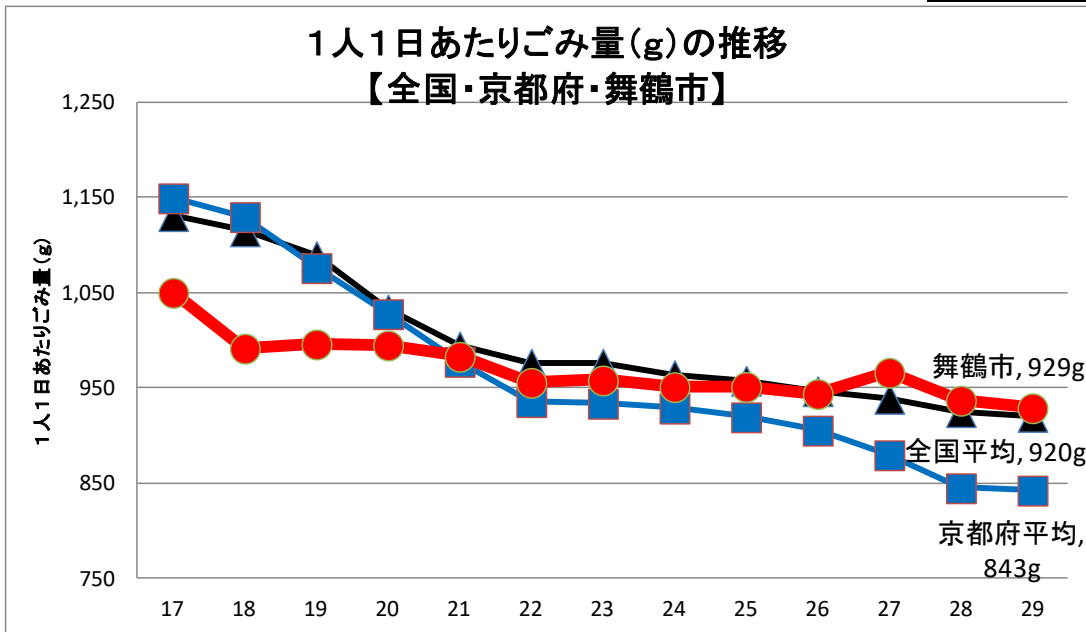
一方で、資源化率については、平成 29 年度は 12.9%と、全国平均の 20.2%、京都府平均の 15.9%のいずれも下回っている。本市のごみの特性を見ると、ごみの 88%を占める可燃ごみには紙類が多く含まれており、近年の全国推計では可燃ごみの約 30%が紙類とされているが、本市では約 40%となっている。プラスチックの割合についても、全国推計では 10%弱となっているが、本市では 10%超となっている。このように本市ではリサイクル可能な資源が『ごみ』として処分されており、可燃ごみの一層の分別が可能であると考えられる。

こうした中、市では、不燃ごみ 7 種 9 分別収集を平成 31 年 4 月から開始し、新たにプラスチック包装・袋類を分別収集・資源化の対象としたところである。これにより本市におけるプラスチックの資源化を推進する仕組みが整い、一層の分別・資源化が進み、資源化率の向上が期待される。

中間処理後の最終処分量（埋立ごみ量）に関しては、市民 1 人あたりの年間の最終処分量は、全国平均、京都府平均のいずれよりも多く、ごみ処理の効率化を図るとともに、不燃ごみとして排出する際の分別をさらに進めることが求められる。

現在、市では、最終処分場の整備を進められているところであり、近年中には、清掃事務所（焼却施設）、リサイクルプラザの改修が予定されている。こうした施設整備により本市のごみ処理が適正に実施されているところであるが、ごみ処理体制や施設の維持には多額の費用を要している。さらには、これからの持続可能な地域づくりに向けては、将来的な施設整備費や環境負荷の低減を目指し、市民がライフスタイルを転換して、更なる 3 R に取り組む必要がある。



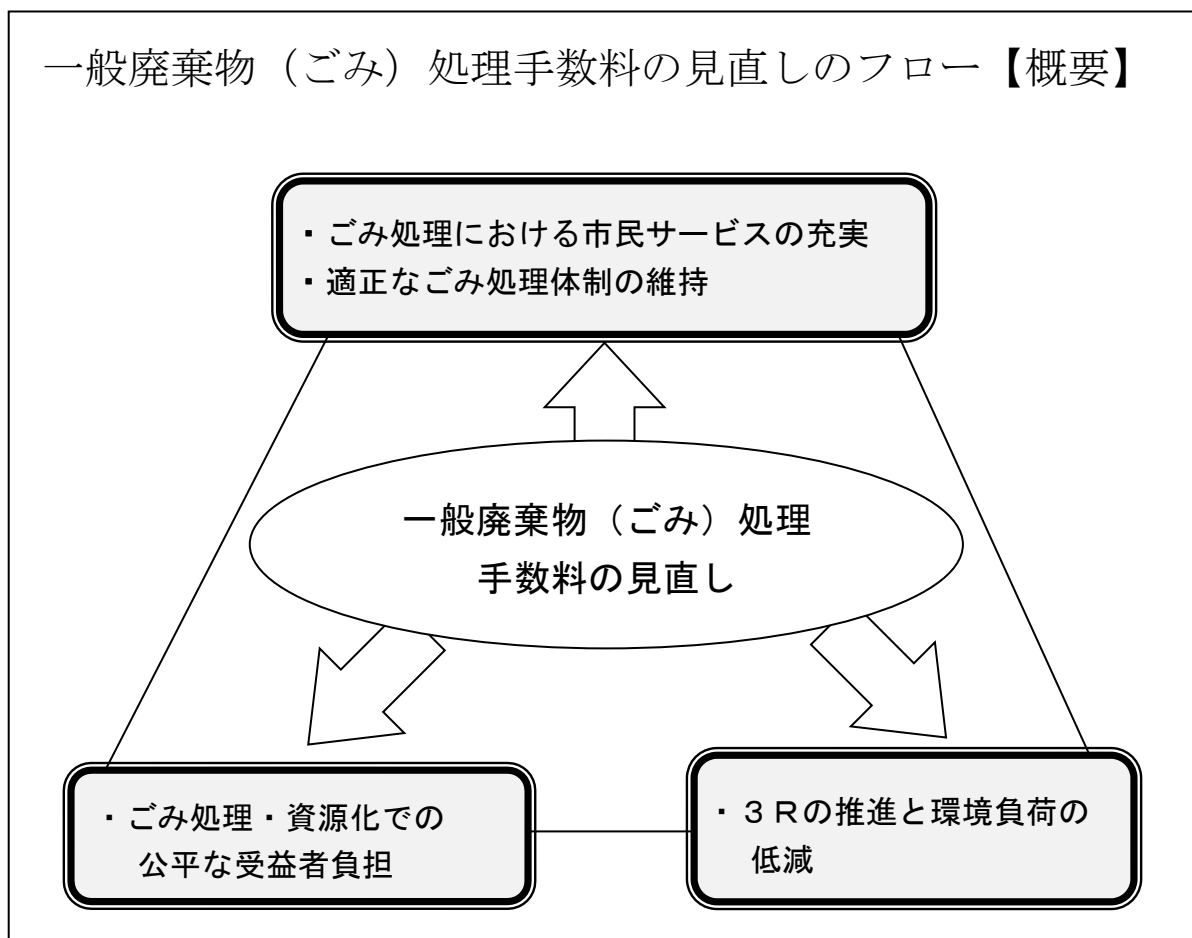


※「環境省一般廃棄物実態調査」をもとに作成

## 2. 審議事項の概要

市では、「ごみ処理における市民サービスの充実、適正なごみ処理体制の維持」「ごみ処理・資源化での公平な受益者負担」「3 R の推進と環境負荷の低減」に対応するため、制度的・財政的基盤である『一般廃棄物（ごみ）処理手数料』の見直しにより、市民のライフスタイルの転換を促し、持続可能な地域づくりを進め、また、公平な受益者負担の実現を目指そうとしている。

本審議会では、市が示した下記のフロー【概要】を元に審議を行った。



### 3. 中間答申

私たちは日々の生活の中で当たり前のようにごみを出している。しかし、その当たり前のことは、いつまでも当たり前で継続できるものではない。舞鶴市の将来と持続可能性を考えると、ごみの出し方やごみ処理体制、ごみ減量・分別、そして関連するライフスタイルについて、私たちの考えを改めるべき時期が来ている。

ごみの排出量に関し、国が 2018 年 6 月に策定した第四次循環型社会形成推進基本計画では、2025 年度を目標年次として、1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量を 440 g に、家庭系食品ロス量を半分に、また、埋立ごみ量を 70%削減するとしている。

	家庭系ごみ排出量 (1 人 1 日あたり)	埋立量 (年間・t)
舞鶴市の状況	2018 年 650g	2000 年 9540t 2018 年 4341t 54%削減
国の目標を舞鶴市に当てはめる場合	2025 年 440g	2025 年 2862t 70%削減

これらの目標値は 2015 年に国連で採択された SDGs (持続可能な開発目標) にも関連しており、本市の現状に比べてはるかに高い目標となっている。しかし、国際社会の一員として、また、国民として、舞鶴市民もその大きな目標を意識し、現状を見つめ直さなければならない。

持続可能な地域の基盤の一つは、環境面、財政面の両面における持続可能なごみ処理体制である。舞鶴市は環境影響を減らすべく適正なごみ処理施設の維持・整備に努めているところであるが、ごみの埋立地(最終処分場)はどこにでも整備できる施設ではなく、整備には多額の費用を要し、さらには跡地利用は困難であることから、できる限り長く使う必要がある。清掃事務所(焼却施設)やリサイクルプラザについても、整備に多額の費用を要し、数十年単位で更新しなければならない施設である。こうしたことから、市民一人ひとりがごみを減量し、将来の施設整備規模を小さくすることは環境面と財政面の両面から必要となる。

また市民が等しくごみ分別に取り組み、ごみを出しやすい仕組みを構築することは、市民サービスの充実の観点からも、またリサイクルを促進する上でも重要な課題である。そのため資源ごみの収集回数の拡充や高齢者等への戸別収集は早急に実施する必要がある。しかしながら

これらの実施にはさらに費用を要することとなる。

市が行うごみ処理は、不要となった物を回収し、環境への負担ができる限り小さくなるように処理するもので、良好な生活環境という「価値」を維持するための事業である。それには多額の費用を必要としているが、そのほとんどの費用は税金によってまかなわれており、特に不燃ごみについては料金が徴収されていない。その一方で、ごみ減量や分別・資源化に取り組む市民と、排出量の多い市民との格差も広がりつつある。従って、不燃ごみ処理の費用の一部を、税金ではなく、ごみを出す人がごみ処理の対価として支払うように制度を改革することで、『ごみを出すこと』と費用負担との関係性を明確にすることは、公平な費用負担のもと、不燃ごみの処理を適正に維持し、利便性を向上するための財源を確保するために必要となっている。

近年、人口減少が進んだ結果、市民 1 人あたりのごみ処理費用は増えている。また、施設維持に要する各種資機材や人件費は年々高騰、消費税増税等の負担も発生している。現在の可燃ごみ処理手数料は、こうした負担増やこれからのごみ処理体制・施設を維持するために十分な水準ではない点も課題となっている。

一方、本市の 1 人 1 日あたりごみ量は他市と比較して多い。これまでもから可燃ごみの有料化などによりごみ減量に努めてきたところであるが、現在も埋立ごみなどの不燃ごみの処理料金はすべて無料としている。ごみの有料化は全国 58% の自治体で実施しており、そのうち 32% の自治体では資源ごみも有料としている。本市に隣接する自治体においても、何らかの形で不燃ごみの有料化や指定ごみ袋制に移行している。このように先行して不燃ごみの有料化、さらには、ごみ処理手数料水準の見直しを行っている自治体の多くでは本市以上のごみ減量を達成している。

さらには、本市がこれまで不燃ごみの無料施策を維持してきた負の側面として、ごみをより安価に処理するために舞鶴市民を装い他自治体から持ち込まれる「越境ごみ」の問題や、事業者が生活ごみを装い産業廃棄物を搬入する問題など、本市の施設への不適正な搬入による施設や埋立地への影響が懸念されることにもなっている。また、施設においては、直接搬入の増加により、周辺環境への影響、施設内の安全管理、財政面での負担も課題となっている。

ごみに関する仕組みを見直すことは、今の生活習慣や行動、経済活動を変えることであり、容易に進むものではない。しかし、今の世代が、

最大限の努力をしないまま将来の世代に大きな負担を負わせることが無いように、市民・事業者がこうした本市の状況を深く理解した上で、ごみに関する行動や習慣を見直し、しっかりと 3R を推進しなければならない。そして、持続可能な地域としてこの舞鶴を未来に引き継がなければならない。

本審議会では、以上の考えのもと、「一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し」について、次のとおり中間答申する。

埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類の処理の有料化、可燃ごみ処理手数料の値上げ、直接搬入時の手数料徴収は、市民サービスの充実やごみ処理体制の維持、3Rの推進と環境負荷の低減、公平な受益者負担の実現に有効な施策であり、本市においても導入すべきである。

あわせて不燃ごみの収集回数の拡充や戸別収集等の排出困難者への支援は、第 4 期審議会でも答申しているとおり、市民の利便性向上と資源化の推進にもつながるため、手数料見直しのタイミングと合わせて実施するよう要請する。

一方で、この度の手数料の見直しにより、新たな市民負担が発生し、その負担感は市民それぞれに異なることから、導入にあたっては次の事項に留意し、市民の理解のもと進める必要がある。

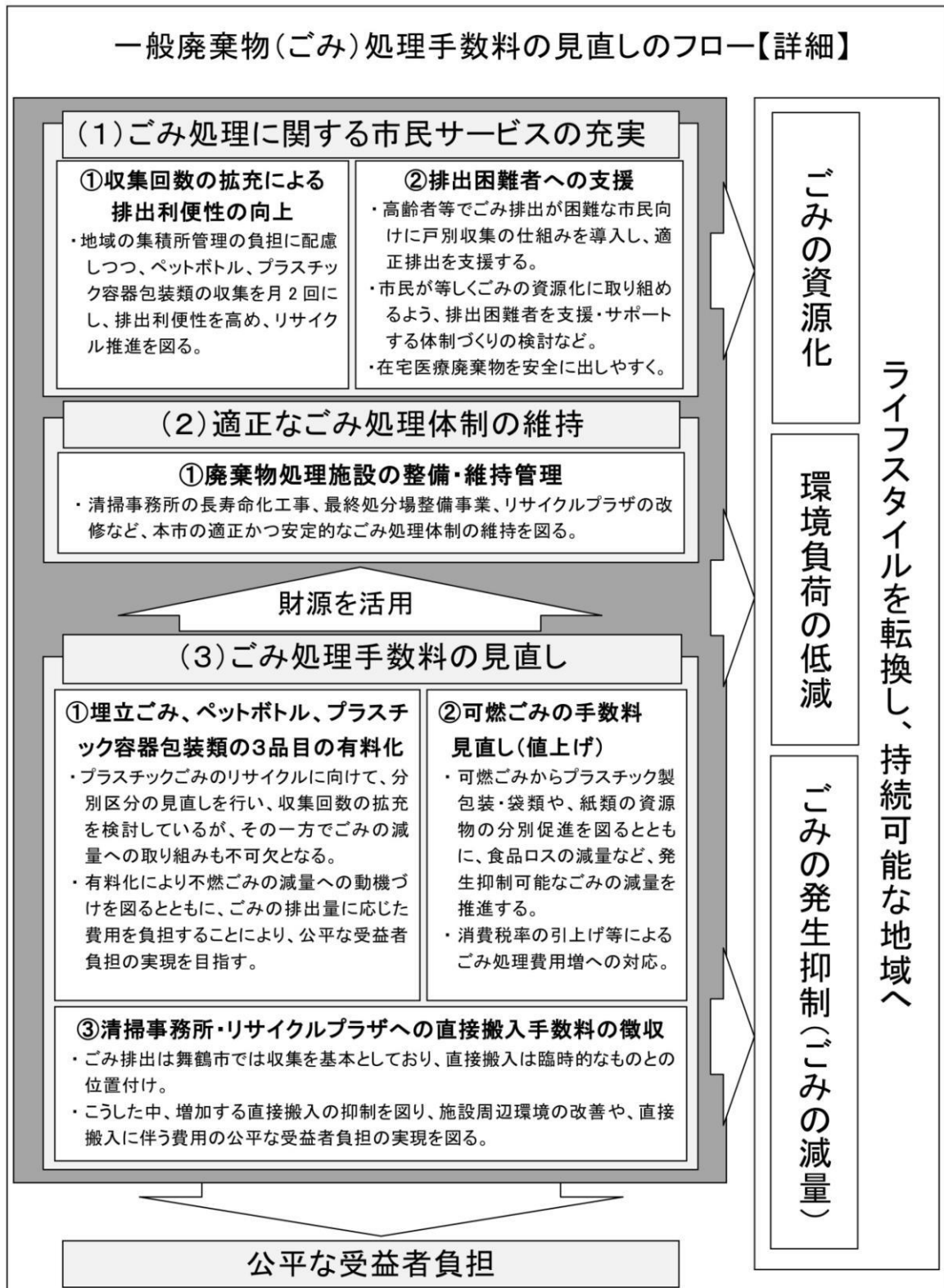
- 新たな市民の負担は、本市の持続可能な地域づくりと、公平な受益者負担の実現を考慮して適正な水準とする。
- 本市のごみの状況やごみ処理施設に関する情報、ごみ処理に要する費用、手数料収入とその用途をしっかりと広報するとともに、見直しにあたっては市民に対して丁寧な説明を行う。特に以下の点をしっかりと伝えること。
  - ・ 不燃ごみの分別区分の見直しにより分別は進むことになったが、本市の 1 人 1 日あたりごみ排出量は全国的にも多く、今の環境をよりよい形で次世代へつないでいくため、そして市民の将来的な負担を減らすため、有料化による現世代の協力が不可欠であること。
  - ・ 人口減少に伴う市民 1 人あたりのごみ処理費用増加、施設更新の必要性、施設維持に要する各種資機材や人件費の高騰、消費税増税等により費用が増加しており、現在のごみ処理手数料は、こうした負担増やこれからのごみ処理体制・施設を維持するために十分な水準ではないこと。
  - ・ 施設への直接搬入増加が施設周辺の環境悪化や施設の運営費用増加につながっており、さらに進むと施設運営や施設周辺での生活や事業活動に支障が生じることになりかねないこと。

以下、審議会での市の説明内容と審議内容について記述する。

#### 4. 一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しと新たな施策について

ごみ処理手数料の見直しと新たな施策については、次のフロー図【詳細】が市から示されている。

以下、審議内容について個別に記載する。



## (1) ごみ処理に関する市民サービスの充実

### ①収集回数の拡充による排出利便性の向上

#### 【市の取り組み案】

#### 1) ペットボトル、プラスチック容器包装類の月 2 回収集の実施

- 不燃ごみ 7 種 9 分別を実施し、リサイクル対象品目の拡大を行ったことにより、プラスチックごみの資源化を進めることとなった。一方で、家庭で保管するごみ量が増加し、課題となっている。
- 不燃ごみのうち、『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』の 2 品目については収集回数を月 2 回とし、排出機会の拡充を図ることによりさらなるリサイクルの推進を図る。
- ただし、集積所を管理する自治会の地域負担に配慮するため、第 4 期審議会の答申のとおり、集積所を管理する自治会の立ち番負担については、秩序維持を図りつつも、地域事情に応じて段階的に立ち番の任意化を進めることも検討する。

#### 【実施時期】

- 不燃ごみ（埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類）の有料化時

#### 【第 5 期審議会での意見】

- ◇ ペットボトル、プラスチック容器包装類については、多くの自治体では月 4 回、または、月 2 回収集としている。本市のように現在の月 1 回の収集では、ごみの日と排出者の都合や、ライフスタイルと合致しないと、長期間自宅でごみを保管しなければならなくなる。また、プラスチック製の包装袋類の分別を推進するためにも、収集回数の拡充は必要と考える。
- ◇ 収集回数が増えると、近親者や地域住民などが行うごみ出し支援も行いやすくなる。
- ◇ 排出利便性の向上については、第 4 期審議会でも答申しているが、可燃ごみの集積所に不燃ごみを出すことができれば、高齢者等の排出困難者にとっても利便性が向上するので、市での検討を進められたい。
- ◇ 「ペットボトル」「プラスチック容器包装類」だけが月 2 回になると、収集回数をごみの種別で異なることになるため、ごみの出し間違いや、集積所での立ち番、取り残しの対応など自治会の負担が増加することも考えられるため、配慮が必要である。



## ②排出困難者への支援

### 【市の取り組み案】

#### 1) 高齢者等への戸別収集の実施

- 高齢等により自宅からごみステーションに排出できない場合で、ホームヘルプサービスを利用している等の一定の要件を満たした人を対象に民間事業者を活用した戸別収集を行い、廃棄物の適正排出の推進を図る。

#### 2) 在宅医療等での不燃ごみ等排出支援

- 在宅医療で排出される不燃ごみは感染の懸念があるため地域の不燃ごみ集積所には出せないこととしており、また、可燃ごみとしても出せないため、リサイクルプラザに直接搬入することとしている。
- 在宅医療で発生する点滴・透析バッグ類等の不燃ごみは減量を行うことが難しいケースもあり、在宅医療での負担が増加することにもなっている。
- 在宅医療で発生する不燃ごみについては、一定の要件のもとで専用袋を配布するなど、安全に排出、収集することができるような負担軽減や仕組みづくりを行う。

※支援策は個人を対象とし、医療機関等の事業者が排出する廃棄物はこれまでから市では回収しておらず本支援事業の対象外とする。また、注射針等の感染のおそれがある廃棄物は市施設では処理ができないためこれまでどおり医療機関等で回収し、適正処理する。

#### 3) ごみの分別や排出ルールの見直しに関する個別の説明など、排出困難者を支援・サポートする体制づくりの検討。

### 【実施時期】

- 不燃ごみ（埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類）の有料化時

### 【第 5 期審議会での意見】

- ◇ 戸別収集については、行政が支援の対象とする基準づくりは重要であるが、支援を市だけで判断するのではなく、基準や仕組みづくり、また実際の運用に際しても、福祉現場の意見を聞くことが必要と考える。
- ◇ 在宅医療廃棄物は種類も多様であるため、市民にとって負担が少なく、わかりやすい分別ルールや排出方法を検討しなければならない。
- ◇ 排出困難者への支援には集積所を増やすことにより対応できるケースもあり、多様な視点から支援を検討してほしい。

## (2) 適正なごみ処理体制の維持

### ①廃棄物処理施設の整備・維持管理

#### 【市の取り組み案】

#### 1) 廃棄物処理施設の整備

- すでに事業着手している清掃事務所（焼却施設）の長寿命化工事と最終処分場整備のほか、リサイクルプラザについても整備から 20 年が経過していることから、今後改修が見込まれる。適正なごみ処理体制を維持するため、大規模な施設整備・改修が必要となっている。

#### 【各施設の更新予定】

- ・ 清掃事務所（焼却施設）長寿命化工事
  - 事業期間：令和元年度～令和 5 年度
  - 事業費：約 38 億円
  - 能力：120 t /24H
  - 供用期間：令和 6 年度～（15 年間）
- ・ 最終処分場（中間処理後一般廃棄物埋立施設）整備工事（増設）
  - 事業期間：平成 26 年度～令和 3 年度
  - 事業費：約 14 億円 ※埋立地のみの増設
  - 能力：12 万 3 千 m<sup>3</sup>
  - 供用期間：令和 4 年度～15 年間（その後は新たな施設を整備）
- ・ リサイクルプラザ（破碎・選別・圧縮・減容施設）の改修
  - 状況：施設供用から約 20 年が経過し、近年中には大規模な改修が必要となっている。

#### 2) 廃棄物処理施設の維持管理

- 本市では処理施設の維持管理に年間約 15 億円のごみ処理費用を要している。市では、これまでから廃棄物処理施設の維持管理費用の削減に努めてきたが、施設の老朽化、要修繕箇所が増加、人件費や材料費の高騰、委託業者等の働き方改革が進む中で、施設維持と経費削減の両立が難しくなっている。
- こうした社会的背景に加え、消費税率の引上げ等により施設の整備・維持に要する費用は増加傾向にある。
- 市としては、経費削減に努めつつも、適正かつ安定的なごみ処理体制を維持する必要がある。

**【第 5 期審議会での意見】**

- ◇ ごみ処理手数料や分別について考える際には、将来のごみ処理施設の整備費用や環境負荷の低減に向けて、現在の世代が将来の世代に対して何ができるのか長期的視点で考える必要がある。 そのためには、ごみ処理施設の見学の機会を設けることや、施設整備や維持管理費用を市民に見えるようにするなど、市民の理解を醸成する情報発信が重要となる。
- ◇ ごみ減量の取り組みにより、将来どのようにごみ処理費用が減少するのかという長期的な視点が必要であり、ごみ処理基本計画の中間見直しを検討する中で考慮する必要がある。

### (3) 一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し

#### ①不燃ごみ(埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類)の有料化

##### 【市の取り組み案】

- 1) 不燃ごみ（埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類）の有料化
  - 現在は無料で処理している『埋立ごみ』『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』について、指定ごみ袋制により料金を徴収する「不燃ごみの有料化」を行う。（単純従量制、ごみ処理手数料制）
- 2) 手数料水準
  - 近隣自治体や産業廃棄物の水準、市の廃棄物処理費用等を考慮して検討
  - ペットボトル、プラスチック容器包装類の手数料は、可燃ごみ、埋立ごみよりも料金水準を抑え、分別の障害にならないように留意しつつ、発生量を削減する。

##### 【不燃ごみ有料化の必要性】

- 1) 適正なごみ処理体制の維持からの必要性
  - 不燃ごみの処理は、家庭で不要となった物を回収し、環境への負担ができる限り小さくなるように処理するもので、良好な生活環境という価値を維持するための事業であるが、その実施に当たっては税金が投入されている。また利便性向上に向けて今後収集回数を増やす際には費用が増加する。
  - 本市では不燃ごみの 43%は埋め立てられており、埋立量の約半分を占める。現在の埋立地の容量は残り少なく、埋立地の増設工事を実施しているものの多額の費用が必要となっている。またリサイクルプラザの老朽化も著しく、近年中には大規模な改修が必要となっている。
  - 不燃ごみの有料化は、不燃ごみ処理の費用の一部を、税金ではなく、ごみを出す人がごみ処理の対価として支払うようにする制度改革であり、公平な受益者負担のもと、不燃ごみの処理を適正に維持し、利便性を向上するための財源を確保のために必要となっている。
- 2) 埋立ごみ・プラスチックごみ減量に向けての必要性
  - 現在増設している埋立地の容量を使い切った後には新たな施設の建設が必要となるが、その立地は一般に困難であり、また整備をするにも多額の費用を要し、跡地利用も難しい。こうしたことから、埋立地をできる限り長く使うため、不燃ごみの減量が必要とされている。
  - プラスチックごみに関しては、2019年6月のG20サミットにおいて、2050年までに新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることが確認されており、

プラスチックごみの削減や流出防止に向けては、国内外で取り組みが進められている。こうした中、海と共に歩み、発展してきた本市としても、使い捨てプラスチックの大幅な減量と海洋プラスチック流出ゼロを意識した取り組み強化が不可欠である。

- 不燃ごみの有料化は、『ごみを出すこと』と費用負担との関係性を明確にする制度改革であり、不燃ごみ処理の価値を認識し、埋立ごみの削減、使い捨てプラスチックの削減を促すことを目指すものである。
- 本市の 1 人 1 日あたりごみ排出量は他市と比較して多い。ごみの有料化は全国 58% の自治体で実施しており、そのうち 32% の自治体では資源ごみも有料としている。本市に隣接する自治体においても、何らかの形で不燃ごみの有料化や指定ごみ袋制に移行している。このように先行して不燃ごみの有料化、さらには、ごみ処理手数料水準の見直しを行っている自治体の多くでは本市以上のごみ減量を達成している。

#### 【第 5 期審議会での意見】

- ◇ 埋立ごみは、埋立地への負荷を考えると有料化の優先順位は高い。
- ◇ ペットボトル、プラスチック容器包装類については、分別促進を図りつつも、有料化により発生抑制にも誘導し、プラスチックごみの削減を進めることが大切である。
- ◇ プラスチックの削減については、個人の努力では削減が難しい部分もある。市から事業者に向けた施策や協力依頼をしていくことも必要である。
- ◇ 今からごみを減らして今の環境をよりよい形で次世代へ繋いでいくため、そして市民の将来的な負担を減らすため、有料化による現世代の協力が必要ということをわかりやすく説明していくことが必要である。
- ◇ 有料化にあたっては、ごみ減量・分別に関する本市の厳しい現状について危機感を持って発信し、市民にしっかりと伝える必要がある。また、処理費用や分別区分見直しによるごみ量の変化など、ごみの現状についての情報発信、有料化の目的や必要性の周知が不可欠である。
- ◇ 有料化による負担感は市民により異なることから、負担軽減措置や小売店等での店頭回収、拠点回収の充実等により排出機会の確保を図り、負担感を大きく感じる市民への配慮が必要である。

## ②可燃ごみの処理手数料見直し（値上げ）

### 【市の取り組み案】

#### 1) 可燃ごみ処理手数料の見直し

- すでに指定ごみ袋制により処理料金を徴収している『可燃ごみ』について、適正なごみ処理体制の維持とさらなるごみの発生抑制のため、処理料金を改定する。

#### 2) 手数料水準

- 近隣自治体や市の廃棄物処理費用等を考慮して検討

### 【可燃ごみ処理手数料見直しの必要性】

#### 1) さらなるごみ発生抑制に向けての必要性

- 本市では、平成 17 年に可燃ごみの有料化を実施し、約 20%のごみ減量を図ったところであるが、近年の 1 人 1 日あたりごみ量は横ばい傾向となっている。
- 平成 29 年度には京都府の 1 人 1 日あたりごみ量は 843 g となっており、舞鶴市総合計画においても令和 4 年度には 896 g までごみ減量を図ることを目標としている。一方で、平成 29 年度の本市の実績は 929 g となっており、京都府平均に向けては 9.2%、市目標に向けては 3.5%の減量が必要となっている。
- 国においては第四次循環型社会形成推進基本計画において、2025 年度には 1 人 1 日あたり生活系ごみ量を 440 g にするとの目標を掲げており、本市としても将来的なごみ減量を具体的に推進する発生抑制施策が必要。
- 近年、プラスチックごみや食品ロスの削減など、ごみ減量への社会的要請はますます高まっており、こうした中、ごみ減量に取り組む市民とそうでない市民の間での取り組みの差は拡大している。ごみ減量に取り組む人には負担を小さく、ごみ量の多い人には相応の負担を求める仕組みとし、公平な受益者負担の実現を目指すことが必要となっている。

#### 2) 適正なごみ処理の維持からの必要性

- 最終処分場の残余量はひっ迫しており、清掃事務所（焼却施設）、リサイクルプラザの老朽化は著しい。新規の施設整備や大規模な施設改修にあたり、適正なごみ処理を維持するための財源確保が喫緊の課題となっている。
- 廃棄物処理施設には機能拡充や高度処理が求められ、将来的にも廃棄物処理施設に要する費用は増加することが予想される。
- 人件費や材料費の高騰、委託業者等の働き方改革が進み、施設の整備・維持に要する経費は増加し、施設維持と経費削減の両立が難しい状況となっている。

- 全国的にも、また、近隣他市においても消費税相当分の料金改定や、ごみの発生抑制を推進するための手数料の値上げが行われている。

#### 【第 5 期審議会での意見】

- ◇ 不燃ごみ 7 種 9 分別収集の実施により、プラスチック製の包装・袋類の分別収集、資源化が行われることとなったが、他市と比較しても可燃ごみに含まれるプラスチックの割合は多く、また、食品ロスのさらなる減量や、紙ごみ分別への誘導を図る必要がある。
- ◇ プラスチック製の包装・袋類の分別により、ごみ減量に向けた啓発効果は認められるものの、更なるごみ減量に取り組む必要が無くなっているわけではない。多量にごみを排出する人には相応の負担をしてもらうという公平な受益者負担の実現にも目を向ける必要がある。
- ◇ 不燃ごみ 7 種 9 分別収集を実施して、すぐに可燃ごみの処理手数料の値上げや不燃ごみの有料化ということになると、市民の理解も得にくい。このため、舞鶴市のごみの状況や、ごみ処理や施設整備費用と合わせて、収入の状況についてもしっかりと説明する必要がある。
- ◇ 人口減少と個人負担の増加は密接な関係にあることから、将来的な負担増加を少しでも抑えられるように、今有料化が必要である。

### ③清掃事務所・リサイクルプラザへの直接搬入手数料の徴収

#### 【市の取り組み案】

- 1) 清掃事務所・リサイクルプラザへの直接搬入に対する受付手数料の徴収
  - 直接搬入増加による弊害を抑制し、公平な費用負担を実現するため、清掃事務所・リサイクルプラザへの直接搬入時に処理手数料とは別に受付手数料を徴収する。
- 2) 手数料水準
  - 直接搬入の受け入れに要する費用等を考慮して検討

#### 【直接搬入手数料徴収の必要性】

- 本市のごみ排出では、ごみ処理施設の近隣者と遠方者との間での公平性や施設周辺環境への影響、処理効率等を考慮して、「収集」を基本としている。
- 施設への直接搬入台数は年々増加しており、20 年前と比較すると、清掃事務所に搬入する生活ごみの台数は 4 倍の 20 万台に、リサイクルプラザへの搬入台数は 2 倍の 12 万台となっている。他市に比べても直接搬入量の割合は多い。

- 搬入台数の増加に伴い、施設周辺の環境悪化や道路渋滞など生活環境への影響が発生しており、施設運営面においても、施設での誘導や分別指導、設備等に特別な費用を要することになっている。搬入台数の増加傾向が今後さらに進むと施設運営や施設周辺での生活や事業活動に支障が生じることにもなりかねない。
- 不燃ごみについては近隣自治体では有料化されているが、本市では無料で受け入れをしていることもあり、市外在住者や事業者による不適正なごみ搬入が行われ、舞鶴市民の負担が増加する結果となっており、施設搬入時の展開検査の強化等、第 4 期審議会での答申に沿った対応も必要となっている。
- こうしたことから、施設での受け入れ体制整備等に要する特別な費用については利用者が負担する仕組みとし、直接搬入台数の抑制と、直接搬入を利用する人・しない人との間の公平な受益者負担の実現を図る。

#### 【第 5 期審議会での意見】

- ◇ 直接搬入は臨時であるということを改めて市民が認識し、ライフスタイルや慣習の見直しを含めて考える必要がある。
- ◇ 利用者は、地域との関係性やライフスタイル等の事情があつて集積所にごみ出しができない人がやむを得ず行っている側面もあるかもしれないが、その一方で、搬入者の都合で利用しているという側面もある。
- ◇ こうした中、廃棄物処理施設の周辺の地域や環境への配慮、また、搬入車両が排出する排気ガスやCO<sub>2</sub>削減などの環境負荷の点からは、現状は好ましい状況とは言えない。
- ◇ 直接搬入が大きく増加している中、直接搬入の仕組みを必要としている市民も多いものと考えられる。直接搬入の件数を減らすことと、利用者へのサービスとのバランスを取った制度設計を行う必要がある。
- ◇ 市民には、施設への直接搬入が抱える課題が十分に伝わっていないため、新たな仕組みへの移行にあたってはその課題や問題点について市民説明をしっかりと行う必要がある。



#### (4) 其他のごみ減量施策、適正排出に向けて

##### 【市の取り組み案】

- 1) ごみの集積所への排出について
  - ①自治会向けのごみ集積所管理ルール
  - ②ごみ集積所の台帳整理
- 2) 2Rを推進するための新たな取り組み
  - ①レジ袋の有料化
  - ②リユース活動の活性化
- 3) 適正排出を推進する環境づくり
  - ①店頭回収や過剰包装の抑制など小売店による自主的な取り組み推進
- 4) 既存事業（可燃ごみ処理手数料収入を活用した事業）
  - ①不法投棄対策（パトロール、啓発看板）
  - ②環境美化啓発看板の作成・配布
  - ③ボランティア清掃活動支援（専用袋の配布、ごみ回収）
  - ④紙おむつ専用袋の作成・提供
  - ⑤古紙等資源回収報奨金
  - ⑥ごみ分別ルールブック、ごみ減量ちらしの作成・配布 など
- 5) 第 4 期審議会答申によるもの
  - ①食品ロスの減量啓発（3 キリ運動の推進、食べ残しゼロ推進店舗の活用など）
  - ②プラスチックごみの減量（減量啓発、レジ袋有料化など）
  - ③リユース活動（情報発信など）
  - ④事業系ごみの減量（清掃事務所での事業系ごみの搬入物検査や展開検査、指導、多量排出事業者への対応等、ごみの受け入れ体制の見直し）
  - ⑤紙ごみ（分別啓発、資源化ルート確保）
  - ⑥公平な受益者負担の実現（越境ごみ・ただ乗り対策、受け入れ体制の見直し）
  - ⑦立ち番（管理ルールの整備、立ち番の任意化、学習機会の確保）
  - ⑧戸別収集（家族力・地域力を損なわない戸別収集の実施）
  - ⑨排出機会の確保（店頭回収、拠点型集団回収、公共施設での拡充、紙おむつ専用袋の交付拠点拡充、ペットボトル・プラスチック容器包装類の月 2 回収集）

⑩コミュニティの維持・活性化（自治会活動への支援、自治会への情報提供、共有、意見交換、集団回収やリユースへの支援）

**【第 5 期審議会での意見】**

- ◇ 小売店等の事業者でもごみ減量やリサイクルなどの自主的な取り組みをしているが、コストばかりかかる印象がある。事業者向けの施策や啓発をもっと実施すべき。
- ◇ 拠点回収は必ずしも行政が行う必要はなく、スーパーや小売店等に協力を求めることもできる。こうした民間の取り組みの活発化や自治会での資源回収活動の支援、グリーンコンシューマーやエシカル消費に関する情報提供などは、不燃ごみ等の有料化に負担感を感じる市民の受け皿にもなり、検討してはどうか。また、今後 3 R 施策を進めるにあたり、ごみ処理基本計画の見直しの際に盛り込むことも検討すべき。
- ◇ 自治会等で資源ごみを回収して有効活用する仕組みや、販売者や生産者が資源ごみを回収する仕組みを整備することは大切であり、そうした取り組みの活性化は必要である。
- ◇ ごみ減量については、ごみを減量したらポイントが貯まるなどごみを減らすことでメリットがあるような仕組みがあれば、更にごみ減量が進むのではないかな。

## おわりに

第5期舞鶴市廃棄物減量等推進審議会では、舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しに向けて、ごみ処理手数料の見直しに関して先行して議論した。

審議会としての答申は以上のとおりであるが、市においては、ごみ処理手数料の見直しは市民の負担の増加が伴うことに留意し、ごみ処理施設に関する長期的な展望や、手数料の見直し内容について市民にしっかりと情報発信し、市民の理解のもと、円滑なごみ処理施策の運営に努められたい。

また、ごみ処理手数料の見直しについては、中間答申の内容を尊重し、ごみ処理手数料の見直し案並びに各種施策の具体化を図るとともに、実施に向けては本審議会へしっかりと説明を行うよう要請する。

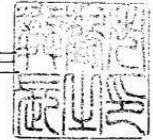
本審議会では、引き続き一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて審議することになる。今後は、SDGsをはじめとする国際的な目標や脱プラスチックの動き、海洋プラスチック対策、また、食品ロスの削減などの今日的な課題を考慮し、3Rの推進と持続可能な地域づくりに向け議論を深めたいと考えている。

## 参考資料 1

舞市生第 579 号  
平成 31 年 3 月 25 日

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会  
会長 山川 肇 様

舞鶴市長 多々見 良三



舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則第 3 条に基づき  
次のとおり諮問します。

## 記

## 【諮問事項】

1. 舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し
2. 一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し

## 【諮問理由】

現在の舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：2016 年度～2025 年度）につきましては、2016 年（平成 28 年）に策定し、本市の廃棄物減量・資源化施策を推進してきたところでありますが、2021 年度からの後期 5 年を迎えるにあたり、現計画において「主要な施策」に位置付けている事業の具体化や、第 4 期審議会の答申を考慮した計画の見直しについて検討する必要があります。

とりわけ、一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しに関しましては、公平な受益者負担の実現に向けた不燃ごみの有料化やごみ排出の利便性向上の検討について第 4 期審議会から答申をいただいているところであり、市といたしましても、平成 17 年の可燃ごみの有料化から約 13 年が経過する中、環境負荷の低減と資源の有効な活用、ごみ処理の効率化などの観点から、可燃ごみ、不燃ごみの発生抑制、分別推進に向けたさらなる取り組みを進める必要があるものと考えております。

近年、国連における「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されて以降、海洋プラスチックや食品ロスなどの廃棄物の問題に対する国際的な関心は高まっており、国においては『プラスチック資源循環戦略』の策定を進めるなど、廃棄物をめぐる国内外の取り組みが大きく進展しようとしています。

こうした中、市におきましては、長期的視野に立った廃棄物減量施策の推進と処理体制の構築、施設の整備について具体的な取り組みを進める必要があります。

つきましては、貴審議会において、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し、並びに、一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しについてご審議いただきたく、ここに諮問いたします。

## 参考資料2

## 舞鶴市廃棄物減量等推進審議会委員名簿（第5期）

（任期：平成30年10月5日～令和2年10月4日）

	氏 名	所 属 名 等
副会長	アヲヤマコウソウ 青 山 公 三	京都府立大学 名誉教授 京都地域未来創造センター 統括マネージャー
	ウチノミシノブ 内 海 志 伸	舞鶴市老人クラブ連合会 会長
	オノエリョウスケ 尾 上 亮 介	まいづる環境市民会議 顧問
	キタニエミ 木 谷 絵 美	大浦・朝来・志楽地域包括支援センター
副会長	シノダマサアキ 品 田 正 明	舞鶴自治連・区長連協議会 顧問
	タカチマ 田 中 小 満	市民
	タニグチエコ 谷 口 英 子	NPO法人 まちづくりサポートクラブ 副代表理事
	ニシヤマカサヲシゲ 西 山 隆 成	舞鶴商工会議所 専務理事
	フジフシノ 藤 原 貴 子	舞鶴YMCA国際福祉専門学校 教務部長
	マルヤマタカヤ 丸 山 拓 哉	公益社団法人 舞鶴青年会議所 理事長
	モリシノブ 森 志 乃 心	市民
会長	ヤマカワハジメ 山 川 肇	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授

（敬称略、五十音順）

審議日程

第 1 回	1 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆会長、副会長の選出</li> <li>◆報告                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①市の取り組みの進捗状況について</li> <li>②ごみ減量・リサイクルをめぐる最近の動向について</li> </ul> </li> </ul>
第 2 回	3 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆諮問                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し</li> <li>②一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し</li> </ul> </li> <li>◆協議                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①諮問の経過について</li> <li>②舞鶴市のごみの状況について</li> <li>③不燃ごみの有料化について</li> </ul> </li> </ul>
第 3 回	5 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆報告                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①不燃ごみ 7 種 9 分別の実施状況について</li> <li>②小型家電等収集管理システム導入可能性調査の実施状況について</li> </ul> </li> <li>◆協議                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①可燃ごみ処理手数料の見直しについて</li> <li>②直接搬入手数料の見直しについて</li> <li>③ごみ処理費用・収入の状況について</li> </ul> </li> </ul>
第 4 回	8 月 19 日	◆意見交換
第 5 回	10 月 29 日	◆協議 中間答申素案
第 6 回	11 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆協議 中間答申案</li> <li>◆中間答申（予定）</li> </ul> <p>以降、ごみ処理基本計画の中間見直しについて審議（予定）</p>
	令和 2 年 10 月	◆最終答申（予定）